

公共工事品質確保に関する議員連盟総会 国土交通省説明資料

(令和4年1月18日)

○	新・担い手3法の運用状況、 建設業の担い手確保に向けた取組について	-----	p2
	1. 建設業の働き方改革の推進	-----	p4
	2. 処遇改善の取組	-----	p12
	3. 生産性の向上への取組	-----	p29
	4. 災害時の緊急対応強化への取組	-----	p34
	5. 建設キャリアアップシステムの普及促進	-----	p37
	6. 中央建設業審議会における主な議論	-----	p45
○	直轄事業における最近の取組	-----	p47
○	その他の最近の国土交通省の取組について	-----	p70

新・担い手3法の運用状況、 建設業の担い手確保に向けた取組について

新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について（令和元年6月成立）

平成26年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

**新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施**

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※>

- 発注者の責務
 - ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
 - ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
 - ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）
- 受注者（下請含む）の責務
 - ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

- 発注者・受注者の責務
 - ・情報通信技術の活用等による生産性向上

- 発注者の責務
 - ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
 - ・災害協定の締結、発注者間の連携
 - ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

- 調査・設計の品質確保
 - ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

働き方改革の推進

生産性向上への取組

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

- 工期の適正化
 - ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
 - ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
 - ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>
- 現場の処遇改善
 - ・社会保険の加入を許可要件化
 - ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

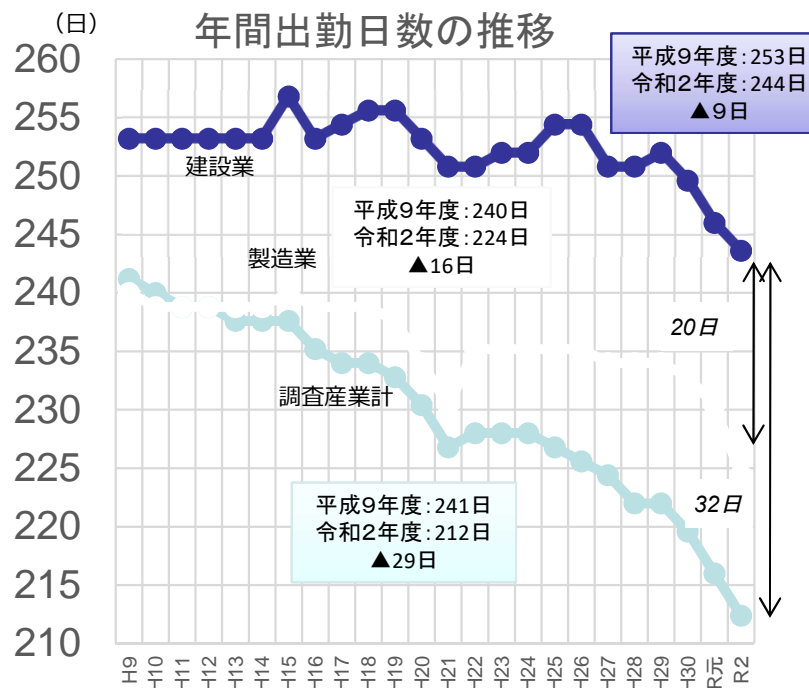
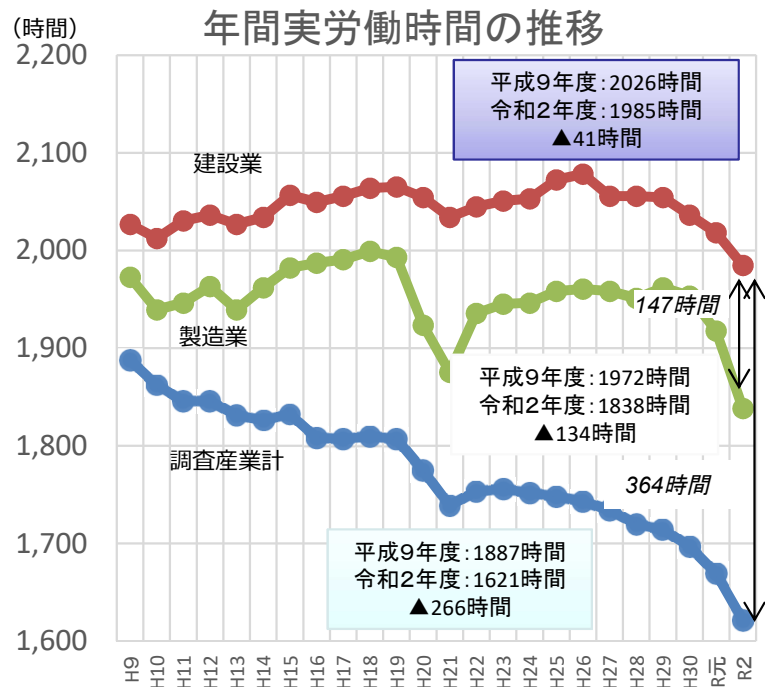
- 技術者に関する規制の合理化
 - ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
 - ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

- 災害時における建設業者団体の責務の追加
 - ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化
- 持続可能な事業環境の確保
 - ・経営管理責任者に関する規制を合理化
 - ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

1. 建設業の働き方改革の推進

建設産業における働き方の現状



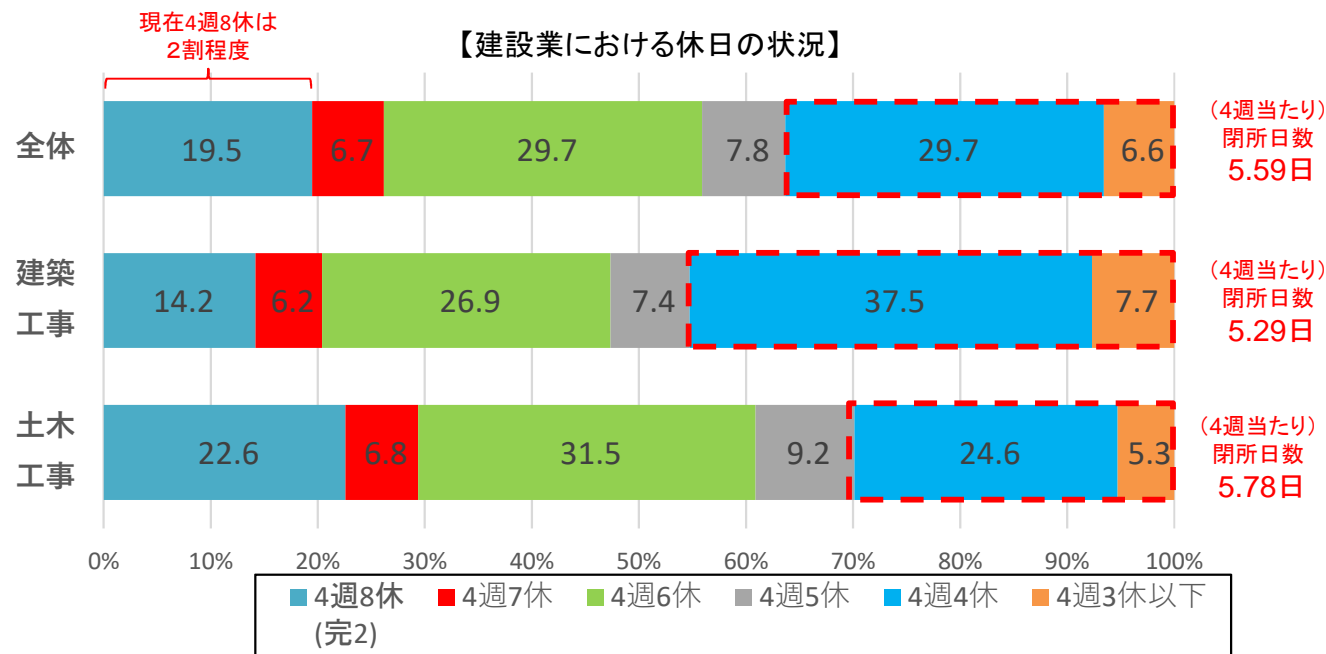
○ 年間の総実労働時間については、全産業と比べて360時間以上(約2割)長い。また、10年程前と比べて、全産業では約266時間減少しているものの、建設業は約40時間減少と減少幅が小さい。

※ 厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より
国土交通省作成

○ 建設工事全体では、技術者の約4割が4週4休以下で就業している状況。

※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。
※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。

出典：日建協「2020時短アンケート」を基に作成



[適正な工期設定]

- 新・担い手三法成立を踏まえ、中央建設業審議会において、「**工期に関する基準**」を作成・勧告（令和2年7月）
- **直轄工事に加え、地方公共団体発注工事においても、「工期に関する基準」を踏まえ、週休2日の確保等を考慮**するとともに、その場合に必要となる**労務費等を請負代金に適切に反映すること等について要請等を実施**。
- 民間工事についても、「工期に関する基準」作成時に、適正な工期が設定されるよう、関係省庁等を通じて働きかけを実施。

工期に関する基準

（令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告）

- 適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

・週休2日の確保

（前略）建設業に携わる全ての人にとって建設業をより魅力的なものとしていくためには、他産業と同じように、建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保できるようにしていくことが重要である。

公共工事での取組

- **直轄工事では週休2日工事、週休2日交代制モデル工事を順次拡大**。
- 地方公共団体に対し、適正な工期の設定に努めることや、週休2日の確保等を考慮するとともに、必要となる労務費や現場管理費等を請負代金に適切に反映すること等について要請。（令和3年1月29日付け総行第29号・国不入企第32号等
令和3年2月19日付け国不入企第34号）
- 週休2日工事を実施している自治体数は着実に増加し、**全ての都道府県・政令市（計67団体）で実施**。

	H29年度	H30年度	R元年度・R2年度
週休2日工事実施状況	46	63	67

民間工事での取組

- 「工期に関する基準」が作成された後、関係省庁等を通じて、**民間工事の発注主体となり得る民間企業等に対して周知**を実施。
- 上記に加えて、様々な機会を通じて、週休2日の確保について働きかけを実施。
- さらに、今年度、**民間工事での週休2日の確保状況等についての実態調査**をし、好事例集の作成等を通じて、周知・啓発を行う予定。

[施工時期の平準化] これまで講じた主な取組

- 公共工事では、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が生じるため、人材や機材の効率的な活用等に支障
⇒ **改正品確法において、発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定**
入契法で、公共工事の発注者に施工時期の平準化のための方策を講じることを努力義務化

令和2年度 春・夏

- 地方公共団体が自らの現状を認識し自主的な取組が促されるよう、全地方公共団体の平準化率と具体的な取組状況を「見える化」して公表（4月）
- 国土交通省と総務省の連名で、平準化の取組の更なる推進を地方公共団体へ要請（5月）

令和2年度 秋・冬

- 特に平準化が進んでいない人口10万以上の市(136団体)に個別ヒアリングを実施。
「さしすせそ」の取組が未実施の団体等を個別訪問などし、担当幹部に直接に要請
- 土木部局以外の部局間連携の推進について、総務省と連名で通知。併せて、農水省、文科省、環境省等、関係省庁からも都道府県等の事業部局に対して通知を発出（9月）
- 全建や全中建と連携し、「見える化」結果を踏まえ、地域の建設業者にアンケートを実施

令和3年度 春・夏

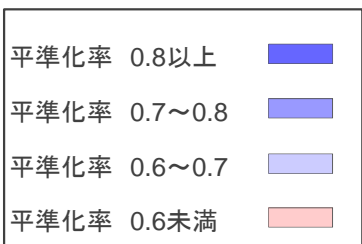
- 平準化に資する**国庫債務負担行為の活用**について、これまで設定していた直轄事業に加えて**補助事業も対象**となったことを踏まえ、**債務負担行為の適切な設定等について要請**（4月）
- 全地方公共団体の平準化率と具体的な取組状況を**「見える化」して公表(令和2年度版)**（5月）
- 再度国土交通省と総務省の連名で、地方公共団体に対して要請（5月）

令和3年度 秋・冬

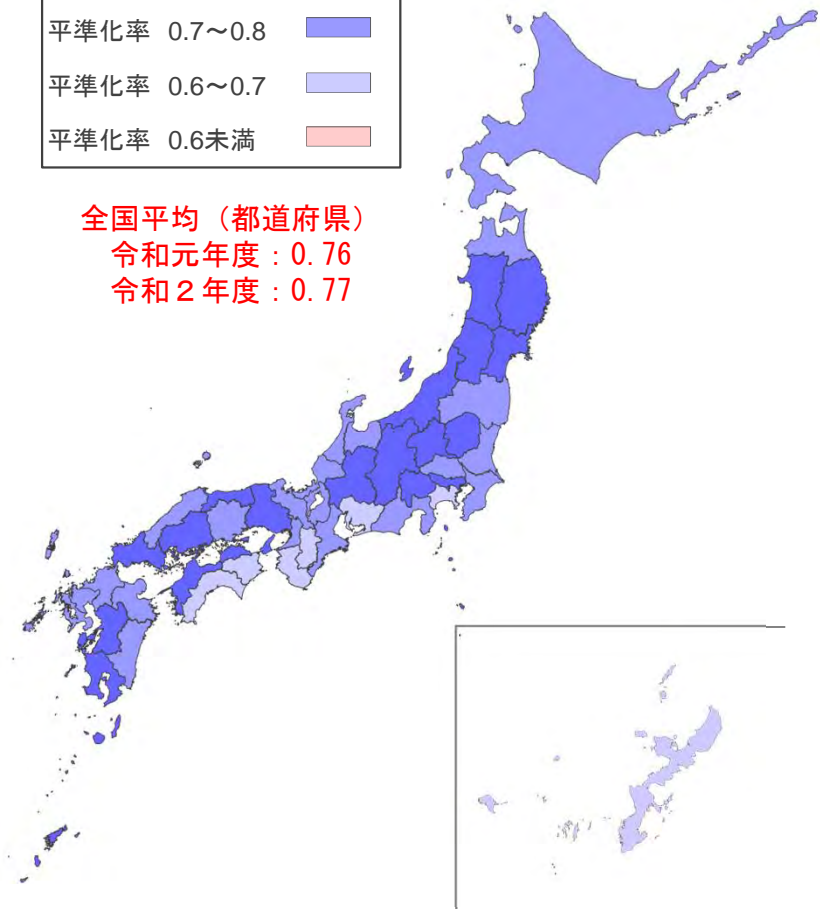
- **人口10万未満の市区**で平準化の取組が遅れている団体を**対象にヒアリングを開始**（10月）
- **市議会議長や町村議会議長に対して平準化の取組の重要性等について働きかけ**（11月）

○ 人口10万以上の団体に加え、人口10万未満の小規模な団体においても施工時期の平準化が進展

都道府県の平準化率の状況

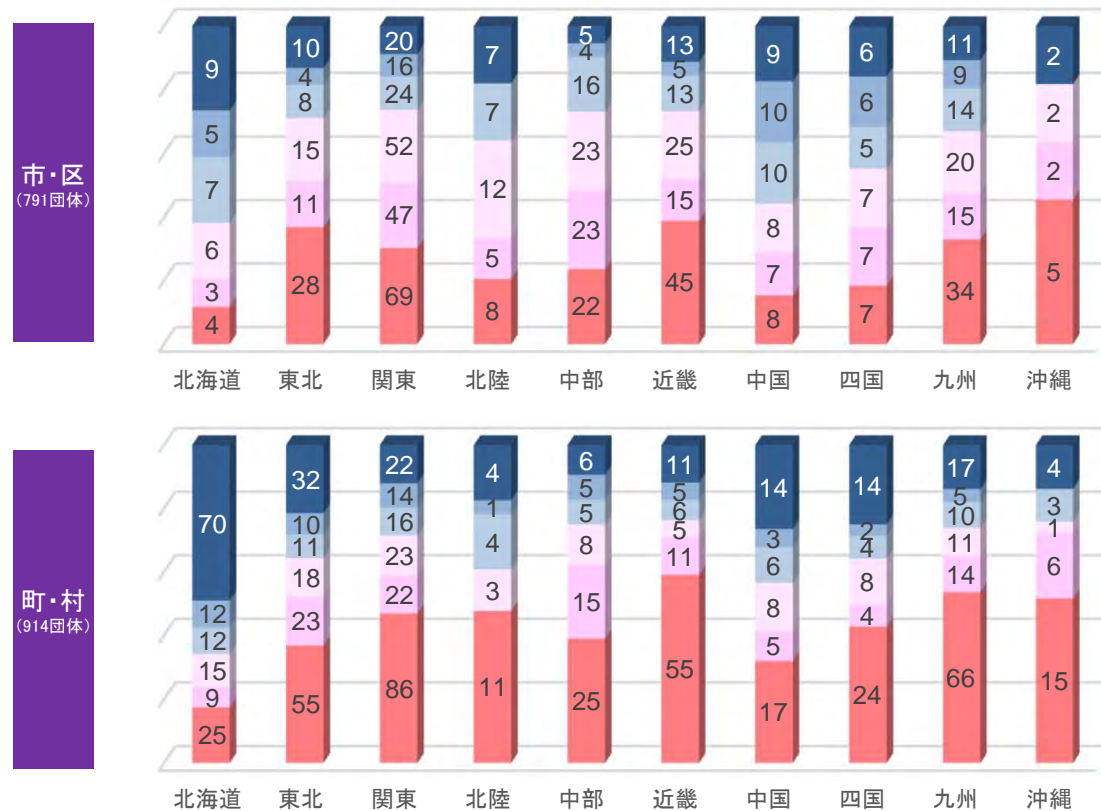


全国平均 (都道府県)
令和元年度 : 0.76
令和2年度 : 0.77



各地域における平準化率別の市区町村の構成割合

平準化率の区分: ■0.8~ ■0.7~0.8 ■0.6~0.7 ■0.5~0.6 ■0.4~0.5 ■~0.4
※グラフ内の数字は地方公共団体数



※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

※都道府県の平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事を基に算出（1件当たり500万円以上の工事を対象）

※市区町村の平準化率は、「令和2年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査」を基に算出（1件当たり130万円以上の工事を対象）

※地域区分
 北海道：北海道
 東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
 関東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
 北陸：新潟県、石川県、富山県
 中部：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
 近畿：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
 中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
 四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
 九州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
 沖縄：沖縄県

地方公共団体における施工時期の平準化の進捗・取組状況「見える化」(令和3年5月公表)

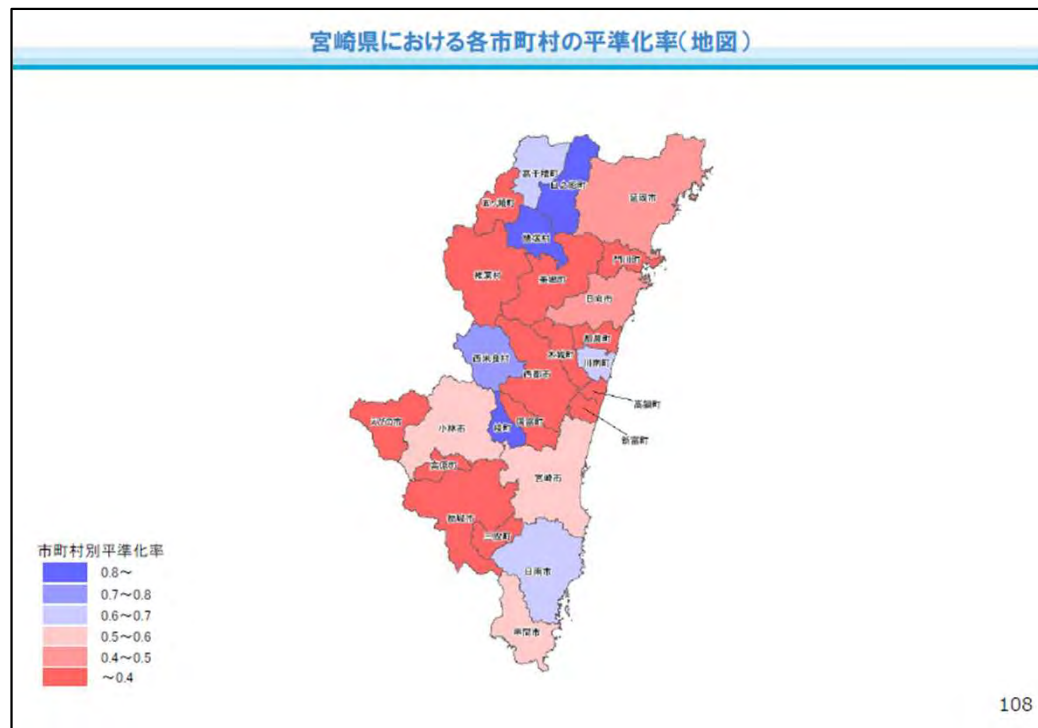
各地方公共団体の平準化の進捗・取組状況について、主に以下の項目を「見える化」

○平準化率

○平準化の取組状況(「さしすせそ」の取組※)

- ※ 平準化「さしすせそ」の取組
- (さ) 債務負担行為の活用
 - (し) 柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)
 - (す) 速やかな繰越手続
 - (せ) 積算の前倒し
 - (そ) 早期執行のための目標設定

(記載例)



宮崎県	0.77
-----	------

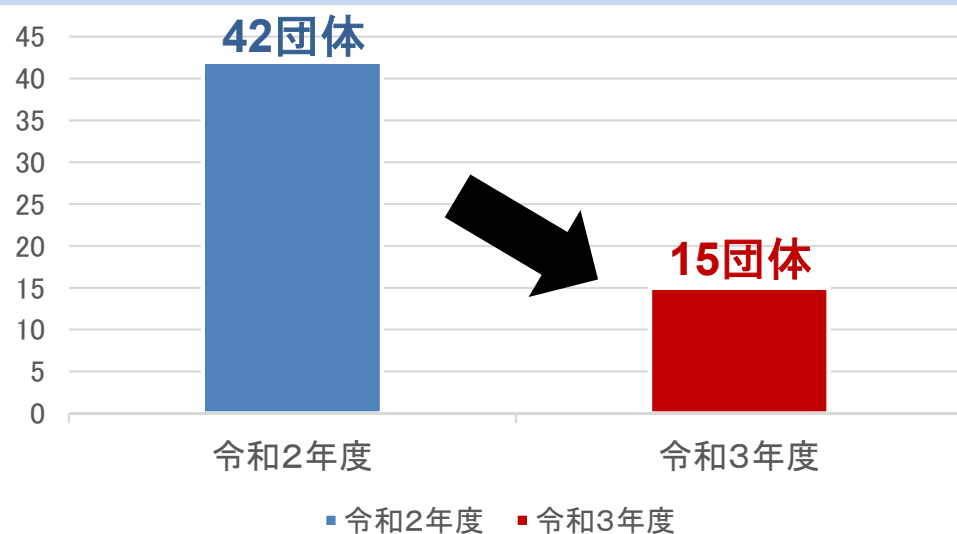
宮崎市	0.51	串間市	0.51	国富町	0.36
都城市	0.37	西都市	0.18	綾町	1.21
延岡市	0.45	えびの市	0.35	高鍋町	0.26
日南市	0.66	三股町	0.39	新富町	0.16
小林市	0.52	高原町	0.10	西米良村	0.76
日向市	0.47	木城町	0.22	椎葉村	0.36
川南町	0.68	美郷町	0.18	都農町	0.22
高千穂町	0.63	門川町	0.38	日之影町	1.03
諸塚村	1.05	五ヶ瀬町	0.30		

※平準化率の定義:4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数
 ※平準化率は、「令和2年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査」を基に算出(令和元年度実績)
 都道府県・指定都市は発注金額500万円以上の工事、市区町村は発注金額130万円以上の工事
 ※人口10万以上の市については下線にて表示(出典:総務省「平成27年国勢調査」)

[施工時期の平準化] ヒアリング等

- 令和3年度は、都道府県公契連等での直接働きかけなどにより、**特に人口10万未満の市区に対して改善の働きかけを強化**
- 加えて、人口10万未満の市区のうち平準化の取組が遅れている団体などを対象に**アンケート調査を実施**(令和3年10月～)
- 特に取組が遅れている団体については、**個別にヒアリングをし、平準化の取組が進まない要因や課題等について把握**

平準化「さしすせそ」の取組※がいずれも未実施の人口10万未満の市区



※ 平準化「さしすせそ」の取組
 (さ) 債務負担行為の活用 (し) 柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)
 (す) 速やかな繰越手続 (せ) 積算の前倒し (そ) 早期執行のための目標設定
 (出典) 令和2年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査(令和2年10月1日時点)
 令和3年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査(令和3年10月1日時点)※速報値

具体的な取組(「さしすせそ」の取組)のいずれも行っていない理由

- 職員・体制が不足している
- 庁内で平準化の必要性や意義が共有されていない
- 具体的にどのような取組を実施すればよいかわからない

現場の実務を担当する立場から感じている課題

- 交付金・補助金が決定してからの発注が多く平準化を進めにくい
- 明確な理由がない繰越は認められにくい
- 繰越の承認など議会側の年度をまたぐ工事に対する理解が必要

国に対して望む主な支援や取組

- 具体的な取組事例、必要性や効果についての普及・情報提供
- 財政部局や議会等に対する働きかけ

今後は、小規模な団体で特に顕著な課題である職員のノウハウ不足などを踏まえ、平準化の取組事例の横展開や市町村議会議長会への働きかけなどにより取組を一層加速化

講演

日 時: 令和3年11月11日(木) 13:00～ (第172回建設運輸委員会)
 講演者: 国土交通省 不動産・建設経済局建設業課長 鎌原 宜文
 講 題: 『地域の安全・安心を支える建設産業の持続的な発展に向けて
 ～入札契約制度の更なる改善に向けた取組について～』



概要

○背景・目的

入札契約制度の適正化に向けた取組は、各地方公共団体における取組に加えて議会の理解も不可欠
 (例: 施工時期の平準化に資する債務負担行為の設定や速やかな繰越手続は、議会の承認が必要であり特に関わりが深い)

→地域の安全・安心を支える建設産業の役割・課題や入札契約適正化に向けた取組の重要性等について、
 全国市議会議長会を通じて市議会議長に直接働きかけを実施
 →“施工時期の平準化”や“ダンピング受注の防止”など、各地方公共団体における取組を一層推進

○講演内容

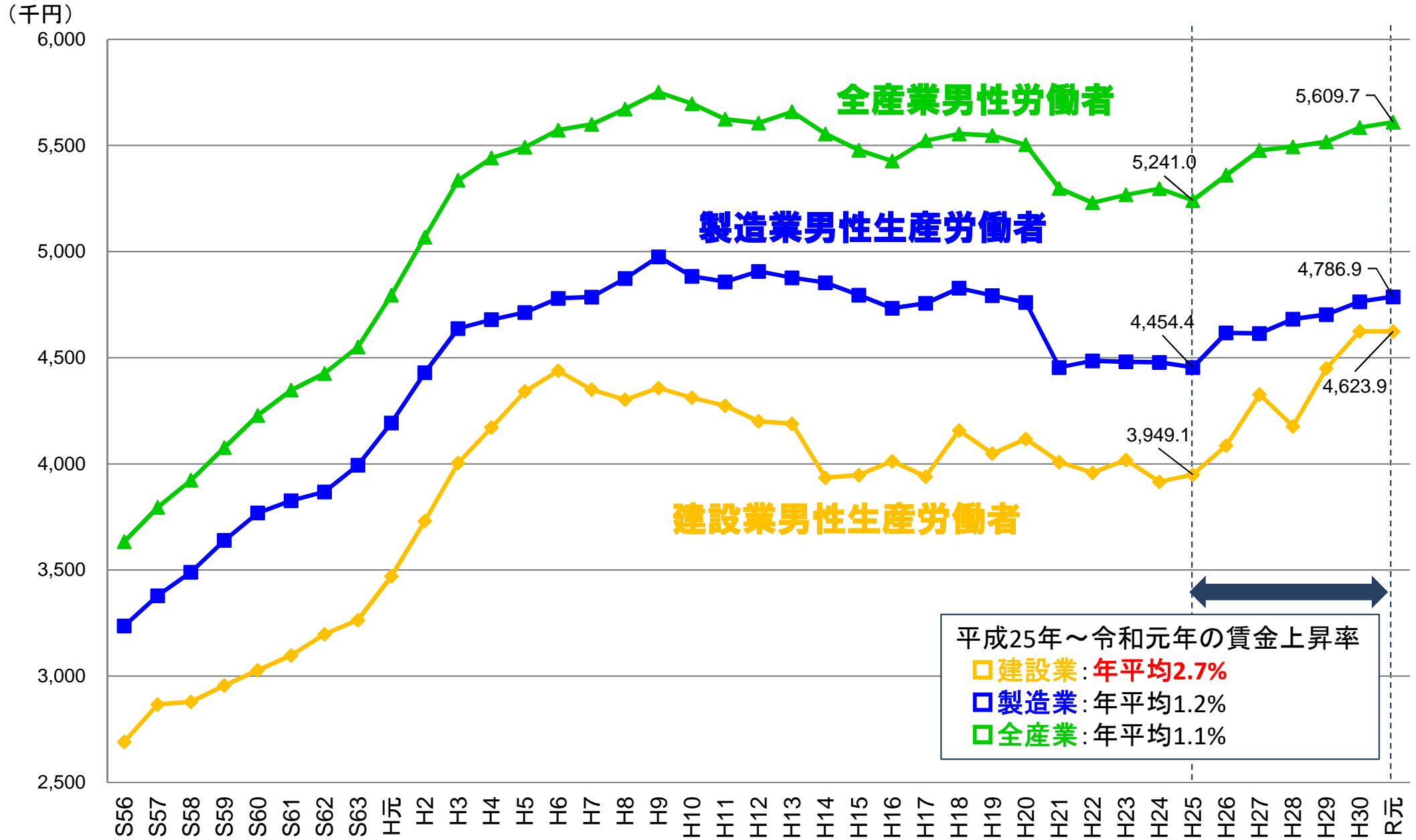
1. 地域の安全・安心を支える建設産業の役割・課題
2. 建設産業の現状
3. 入札契約適正化に向けた主な取組
 - 3-1. 新3Kを実現するための直轄工事における取組
 - 3-2. 工期の適正化
 - 3-3. 施工時期の平準化
 - 3-4. 災害時における入札契約方式
 - 3-5. 技能労働者の賃金水準の引上げ
 - 3-6. ダンピング受注の防止・対策強化
 - 3-7. 市区町村における入札契約改善に向けた取組



→令和3年12月には、全国町村議会議長会会員専用HPに本講演資料を掲載し、町村議会の議長にも働きかけ

2. 処遇改善の取組

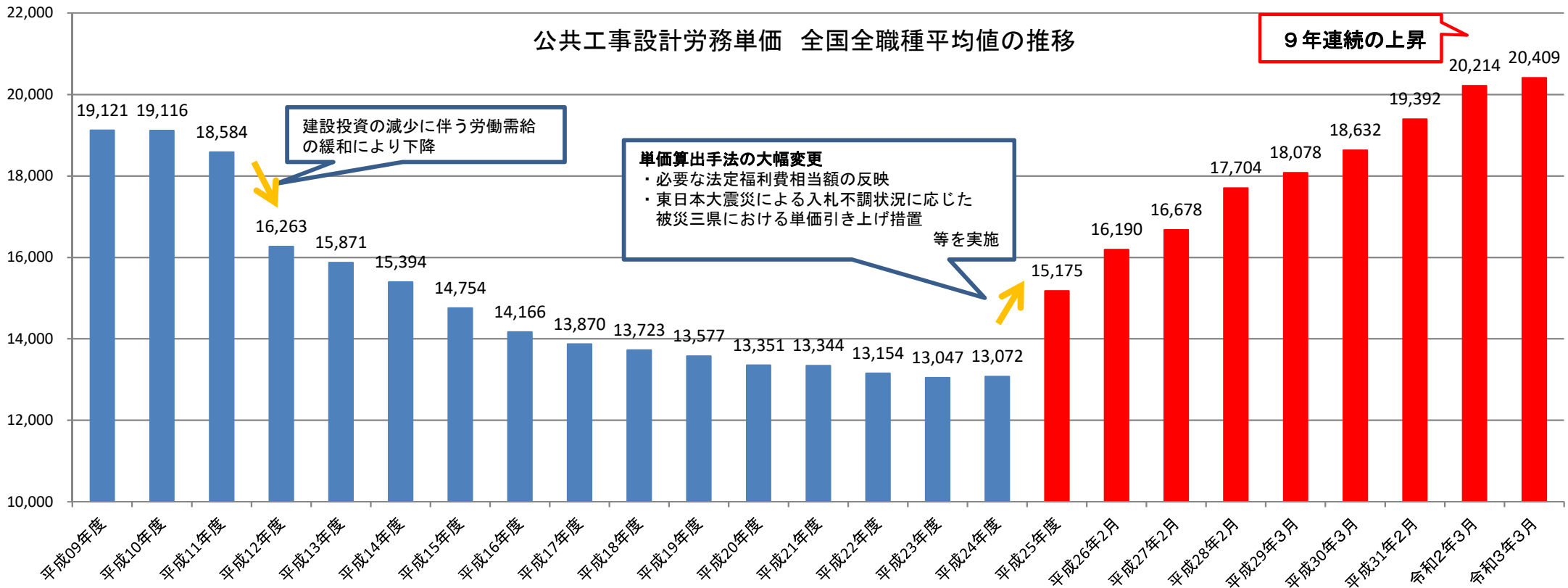
建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額の推移



(資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)
 ※ 年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

公共工事設計労務単価の推移

○全国全職種平均値は新型コロナウイルスの影響を踏まえた特別措置を実施し**9年連続の上昇**



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	H24比
全 国	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	→ +2.5%	→ +1.2%	+53.5%
被災三県	+21.0%	→ +8.4%	→ +6.3%	→ +7.8%	→ +3.3%	→ +1.9%	→ +3.6%	→ +2.9%	→ +0.6%	+69.8%

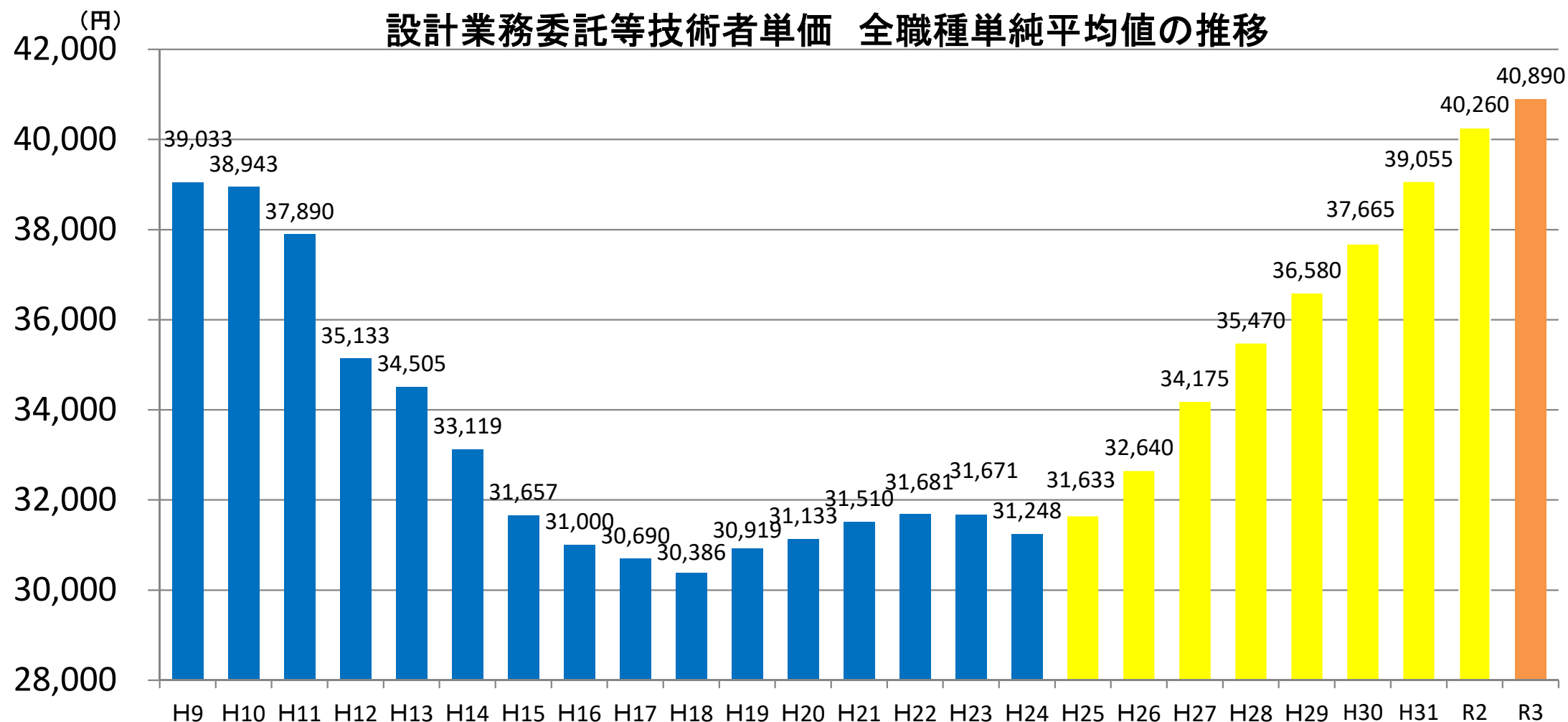
注3) 伸び率は単純平均値より算出した。14

設計業務委託等（設計、測量、地質関係）

◆ 最近の給与等の実態を適切・迅速に反映

➡ 全職種平均 **40,890円** R2年3月比；**+1.6%**
 （平成24年度比+30.9%）

設計業務委託等技術者単価 全職種単純平均値の推移



開催概要

日時：令和3年3月30日 17:00～18:00

出席団体：日本建設業連合会・全国建設業協会・全国中小建設業協会・建設産業専門団体連合会

開催趣旨：公共工事の円滑な施工確保、技能労働者の賃金水準の引上げ、
建設キャリアアップシステムについて意見交換

- この場において、**官民連携して「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等の公共工事の円滑な施工確保に取り組むこと、建設キャリアアップシステムの普及促進のため、官民あげて取り組んでいくことを確認。**
- 今後の担い手確保のため、技能労働者の賃金の引上げが設計労務単価の上昇を通じて、適正利潤の確保、さらなる賃金の引上げにつながる好循環を継続することが必要であり、様々な課題もあり、困難を伴うものの、**本年は概ね2%以上の賃金上昇の実現を目指す旗印のもと、全ての関係者が可能な取組を進めることとなり、また、翌年以降も経済状況等を踏まえつつ、継続して賃金上昇に向けた取組を進めることとなった。**



日本建設業連合会(令和3年4月19日理事会決定・会長名通知)

○技能労働者の賃金水準の引上げに向けた取組に関する決議

1. 概ね2%以上の賃金上昇を目指す趣旨に適う下請契約の締結

日建連会員企業は、「労務費見積り尊重宣言(2018年12月21日決定)」の今年度の運用について、**一次下請への見積り依頼に際して、概ね2%以上の賃金上昇の趣旨に適う適切な労務費を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重するものとする**こと。

(参考)労務費見積り尊重宣言

日建連会員企業は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、一次下請企業への見積り依頼に際して、内訳明示が進んできている法定福利費に加えて労務賃金改善の趣旨に適う適切な労務費(労務賃金)を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重する。

2. 適正な受注活動の徹底

公共工事、民間工事を問わず、過度な安値受注、いわゆるダンピング受注等公正な競争を妨げる行為を行わないことは「日建連等企業行動規範2013」で明示されており、また、適正な受注活動の実施については、これまでも会長名で要請を行ってきたところであるが、改めて、①適正価格での受注の徹底②適正工期の確保③適正な契約条件の確保を徹底すること。なお、適正な受注活動は、あくまで自社の責任において行われるものであって不当な取引制限に繋がるような行為は絶対にあってはならないこと。

全国中小建設業協会(令和3年5月31日理事会決定)

○働き方改革宣言

(略)働き方改革の具体的な取組として、高い水準の公共投資を背景に**当分の間、2パーセント以上の労務費の引き上げの取組を宣言**する。今後、会員団体傘下の会員に対して、実効ある取り組みを推奨し、労務費の引き上げを推進する。

全国建設業協会(令和3年4月21日理事会報告・5月11日会長名通知)

○令和3年度事業計画

2. 働き方改革の推進等による職場環境の整備

② 技能者の概ね2%以上の賃上げへの取組

全建では、これまで「単価引き上げ分アップ宣言」に基づき、継続的な技能者の賃上げへの取組を進めてきたところ、令和3年2月の労務単価改定でも全国平均でプラス1.2%(9年連続プラス改定)となった。しかしこの数値は、調査結果がマイナスとなった地域・職種についてコロナ禍の特別措置として据え置いた結果であり、今年度この単価改定分をアップするだけでは、来年度にはマイナス改定に転じるおそれがある。

このため、3月の国土交通省と建設業4団体との意見交換会で申し合わせた、**同宣言を超える概ね2%以上の賃上げを目指し、下請契約での配慮、下請会社への指導等の取組を進める**。併せて、その阻害要因となりにかねないダンピングの防止に向け、調査基準価格の設定の適正化等を要望・提言する。

建設産業専門団体連合会(令和3年6月9日総会説明・6月15日会長名通知)

○建設技能労働者の処遇改善への取組について

- **職人の賃金を上げていくことについて賛同。**
- 賃金アップのための障壁は多く、元請・下請関係では、ダンピングによる受発注等への対応や下請け企業の見積り尊重の実施等、経営者として意識を強く持って取り組んで行かなくてはならない。
- これらの課題のうち**賃金アップ分の原資を確実に獲得することを第一の目標と定め、**
 - **労務費には賃金アップ分を反映させた額を計上し、法定福利費等必要な費用の内訳を明示した見積書を作成すること**
 - **当該見積書を尊重した請負契約を締結するよう理解を求めていくこと**を当会加盟団体の当面の共通取組として実施。

賃金上昇の実現に向けた環境整備

- 赤羽大臣・建設業団体トップで合意された「本年は概ね2%以上の賃金上昇の実現を目指す旗印」のもと、公共工事の受注者による適正利潤の確保を通じて、賃金引上げに向けた環境整備が図られるよう、地方公共団体に対して、総務省と連名で
 - ① 安定的・持続的な公共投資の確保とともに、② 適正な予定価格の設定や、③ ダンピング対策の更なる徹底 等 を要請
- 都道府県に加え、都道府県公契連等を通じて市町村に対しても、直接働きかけを実施し、フォローアップ

『技能労働者の処遇改善に向けた環境整備のための適正な入札及び契約の実施について』(令和3年6月15日付け、総行第201号・国不入企第15号)

安定的・持続的な公共投資の確保等

建設企業が将来の見通しをもちながら、技能労働者等の安定的な雇用等を図るため、公共投資の安定的・持続的な見通しの確保が必要

- 安定的・持続的な公共投資の確保
- 計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成・公表

適正な予定価格の設定・適切な契約変更の徹底

工事の品質確保、担い手の確保・育成に必要な適正利潤の確保を図るため、取組の更なる強化が必要

《特に強化すべき取組》

- 見積り活用時の妥当性確認の徹底 (不当な乗率の設定取り止め)
- 積算内訳(工事設計書)の適時公表
- 設計変更がトランの公表、適正履行 (特記仕様書への記載等)
- 歩切りの根絶徹底

ダンピング対策の更なる徹底

工事の品質確保や担い手の育成・確保に必要な適正利潤の確保を図るため、ダンピング対策の更なる強化

《特に強化すべき取組》

- 公契連モデルを大きく下回る団体等を『見える化』し、個別に働きかけ
- 低入札調査の排除実施状況に応じて、個別に改善を働きかけ
- 低入札価格を下回る受注における履行確保措置※の徹底

※①「監督・検査の強化」、②「技術員の増員」、③「下請業者への公正・透明(クリア)な支払の確認」、④「契約保証額の引上げ等」、⑤「工事請負契約に係る指名停止措置の強化」(かきつけこ)を推進)

都道府県に加え、市町村に対しても、都道府県公契連等を通じて直接働きかけを実施し、フォローアップ

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定。
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施。履行可能性が認められない場合には、失格。

低入札価格調査基準の見直しについて

○平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、調査基準の範囲を0.70～0.90から0.75～0.92へ引き上げ

H23.4～

【範囲】
予定価格の 7.0/10～9.0/10
【計算式】
・直接工事費 × 0.95
・共通仮設費 × 0.90
・現場管理費 × 0.80
・一般管理費等 × 0.30
上記の合計額 × 1.05

H25.5.16～

【範囲】
予定価格の 7.0/10～9.0/10
【計算式】
・直接工事費 × 0.95
・共通仮設費 × 0.90
・現場管理費 × 0.80
・一般管理費等 × 0.55
上記の合計額 × 1.08

H28.4.1～

【範囲】
予定価格の 7.0/10～9.0/10
【計算式】
・直接工事費 × 0.95
・共通仮設費 × 0.90
・現場管理費 × 0.90
・一般管理費等 × 0.55
上記の合計額 × 1.08

H29.4.1～

【範囲】
予定価格の 7.0/10～9.0/10
【計算式】
・直接工事費 × 0.97
・共通仮設費 × 0.90
・現場管理費 × 0.90
・一般管理費等 × 0.55
上記の合計額 × 1.08

H31.4.1～

【範囲】
予定価格の 7.5/10～9.2/10
【計算式】
・直接工事費 × 0.97
・共通仮設費 × 0.90
・現場管理費 × 0.90
・一般管理費等 × 0.55
上記の合計額 × 1.10

・計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

※国土交通省調べ(令和4年1月時点)

青森県

【範囲】
 予定価格の
 8.0/10～

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.99
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

山形県

【範囲】
 予定価格の
 7.5/10～9.5/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.95
- ・一般管理費等 × 0.65

静岡県

【範囲】
 予定価格の
 7.5/10～

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

三重県

【範囲】
 予定価格の
 7.0/10～

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.97
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.65

和歌山県

【範囲】
 予定価格の
 7.5/10～

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

愛媛県

【範囲】
 予定価格の
 7.5/10～

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

平成31年中央公契連モデル

【範囲】
 予定価格の
 7.5/10～9.2/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

※最新の基準

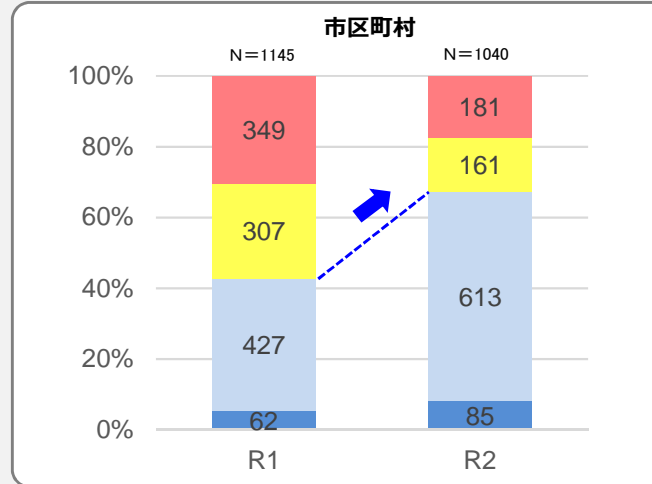
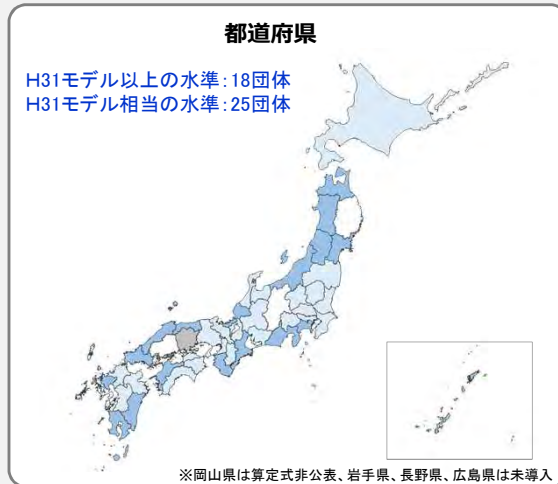
[ダンピング対策] 地方公共団体における算定式の設定水準等

- 都道府県は、**全団体※**で平成31年中央公契連モデル相当(以上)の水準で運用
- 市区町村は、約95%の団体で最低価格制限制度又は低入札価格調査制度を活用。(いずれの制度も未導入は88団体)
- 算定式の**設定水準は大きく改善**

※算定式公表団体について

■・・・H31年公契連モデル以上の水準 ■・・・H31年公契連モデル相当の水準 ■・・・H29年公契連モデル相当の水準 ■・・・H29年公契連モデル以前の水準

最低制限価格算定式の設定水準

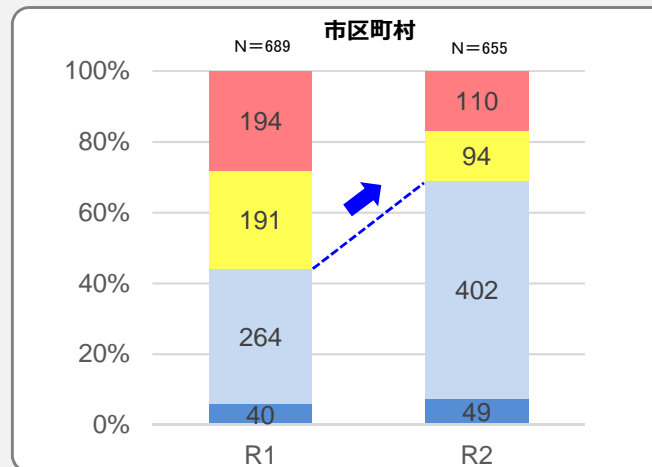
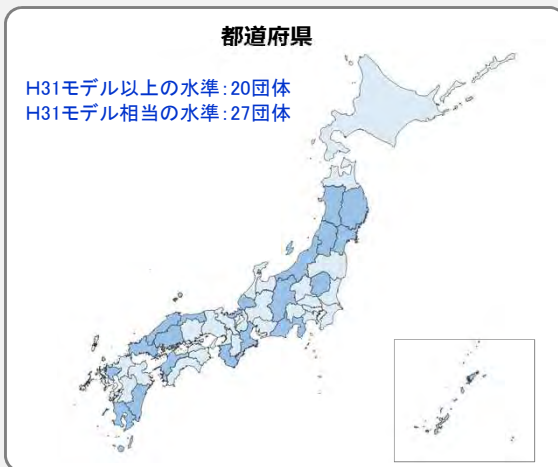


いずれの制度も未導入の団体

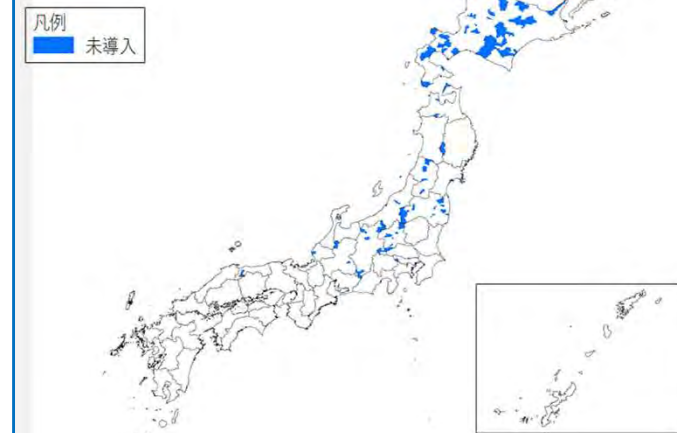
＜未導入団体の推移＞



調査基準価格算定式の設定水準



＜未導入団体の分布＞



※ 中央公契連モデルとの比較が可能な団体を対象に集計(算定式非公表団体等は集計対象外)

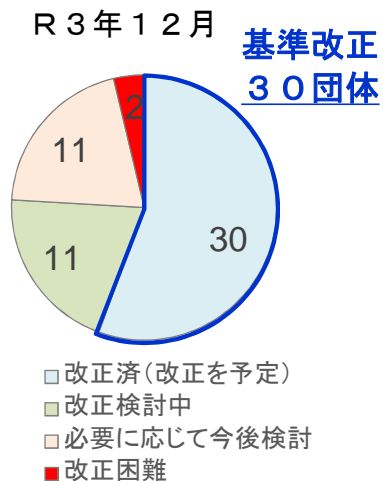
[ダンピング対策] ヒアリング (令和3年12月)

- 調査基準価格（最低制限価格）の算定基準について、平成31年中央公契連モデルを下回る基準を採用する人口10万以上の市（54団体）に個別にヒアリングを行い、基準の改正や課題を聴取
- 30団体については、算定基準の引上げを決定

最新の算定基準を下回る 人口10万以上の市への個別ヒアリング

算定基準の改正に向けた状況

R2年11月
平成31年中央公契連モデル
を下回る基準を採用する
人口10万以上の市
54団体



算定基準の改正に関する主な課題の声

- 入札不調についての懸念
 - ・最低制限価格を僅かに下回った場合でも失格となるため、算定基準の引上げにより入札不調が増加し、事業推進へ影響が及ぶことが懸念される
- 財政負担の増加(落札率の上昇)
 - ・算定基準の引上げにより財政負担の増加(落札率の上昇)が想定される
 - ・財務部局を含めた関係者の理解が必要
- 具体的な弊害が確認されていない
 - ・平均落札率が高く、基準価格を下回る入札が発生していない。

● 算定式非公表、独自基準を採用する団体についても個別に精査し改善を働きかけ



● 人口10万未満の市に対しても改善の働きかけを展開

趣旨

建設業の請負契約において、元請負人と下請負人の不適切な取引が指摘されていることから、建設業取引の適正化について、国土交通省と都道府県が連携して集中的に取り組む「建設業取引適正化推進期間」を実施し、建設業取引の適正化の推進を図る。特に、令和3年度については、適正な請負代金での契約締結の状況等について深掘りした情報収集や調査を重点的に行う。

建設業取引適正化推進期間

実施内容

- ポスターの掲示
- 建設業法令遵守に関する講習会(※)
- 立入検査(合同立入検査を含む)
- 各許可行政庁による自主的な事業
- 各種相談窓口等(駆け込みホットライン等)の周知 等

★令和3年度の取り組み(重点事項)★

- 適正な請負代金での契約締結がなされるよう、標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の状況等について、モニタリング調査を実施

令和2年度実績(期間中の実績)

- | | |
|---------------|--------------------------|
| 1. 立入検査 | 2. 講習会(地整等、31都道府県) |
| ○地整等単独 | ○都道府県と地整等の合同 26回(1,778名) |
| ・大臣許可業者 152業者 | ○都道府県 21回(3,173名) |
| ○都道府県と地整等の合同 | 合計 47回(4,951名) |
| (地整等、18都道府県) | |
| ・大臣許可業者 20業者 | |
| ・知事許可業者 35業者 | ※地整等…地方整備局、北海道開発局及び |
| ○都道府県(13都道府県) | 沖縄総合事務局 |
| ・知事許可業者 120業者 | |
| 合計 327業者 | |



**その見積りは
適正な価格に
なっていますか?**

みんなで守る適正取引

- ・その金額ありきで、見積りを作らせていませんか?
- ・労務費や法定福利費を見積りに反映させていますか?

標準見積書

請負代金を決定するにあたっては、双方で見積り依頼・提出を踏まえて協議を行ってください!

令和3年度 10・11・12月 は 建設業取引適正化推進期間です

国土交通省及び都道府県では、建設業取引適正化推進期間に建設業法令遵守など、建設業取引の適正化に関する講習会を各地で開催します。詳しくはホームページからご確認ください。

建設業取引適正化推進期間

主催 国土交通省、都道府県
協賛 公益財団法人 建設業適正取引推進機構

緊急提言 概要

～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～ 【抜粋】

I. 新しい資本主義の起動に向けた考え方

～略～ 政府、民間企業、大学等、地域社会、国民・生活者がそれぞれの役割を果たしながら、格差の是正を図りつつ、民間企業が長期的な視点に立って「三方良し」の経営を行うことで、現場で働く従業員や下請企業も含めて、広く関係者の幸せにつながる、長期的に持続可能な資本主義を構築していく必要がある。 全てを市場に任せるのではなく、官民が連携し、新しい時代の経済を創る必要がある。～略～ 従業員に賃金の形で分配してはじめて、消費が拡大し、消費拡大によって需要が拡大すれば、企業収益が更に向上し、成長につながる。分配戦略は、成長を支える重要な基盤である。

II. 成長戦略 ～略～

III. 分配戦略 ～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化

1. 民間部門における中長期も含めた分配強化に向けた支援

- (1) 新しい資本主義を背景とした事業環境に応じた賃上げの機運醸成
- (2) 男女間の賃金格差の解消
- (3) 労働分配率向上に向けて賃上げを行う企業に対する税制支援の強化**
- (4) 労働移動の円滑化と人的資本への投資の強化
- (5) 非正規雇用労働者等への分配強化
- (6) 大企業と中小企業の共存共栄を目指した、取引適正化のための監督強化、産業界への働きかけ強化
- (7) 事業再構築・事業再生の環境整備
- (8) 新しい資本主義の時代における今後の税制の在り方についての政府税制調査会における検討

2. 公的部門における分配機能の強化

- (1) 公的価格の在り方の抜本的見直し
 - ① 看護、介護、保育などの現場で働いている方々の収入を増やしていくための公的価格の在り方
 - ② 賃上げのための政府調達手法の検討**
- (2) 子ども・子育て支援
- (3) 財政の単年度主義の弊害是正

賃上げ促進税制

【大企業】 雇用者全体の給与等支給額の増加額の**最大30%**を税額控除*

【中小企業】 雇用者全体の給与等支給額の増加額の**最大40%**を税額控除*

* 税額控除上限：法人税額又は所得税額の20%

<大企業向け (資本金1億円超の企業など)>

適用対象：青色申告書を提出する全企業

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度
(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)

必須要件

継続雇用者の給与等支給額が
前年度比で4%以上増加
⇒ **25%税額控除***

or

継続雇用者の給与等支給額が
前年度比で3%以上増加
⇒ **15%税額控除***

追加要件

教育訓練費が
前年度比で20%以上増加
⇒ **+5%税額控除***

大企業向けの
詳細情報はこちら



※ 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業については、これに加え、「従業員への還元や取引先への配慮を行うことを宣言していること」が必要

<中小企業向け (資本金1億円以下の企業など)>

適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度
(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)

必須要件

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で2.5%以上増加
⇒ **30%税額控除***

or

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で1.5%以上増加
⇒ **15%税額控除***

追加要件

教育訓練費が
前年度比で10%以上増加
⇒ **+10%税額控除***

中小企業向けの
詳細情報はこちら

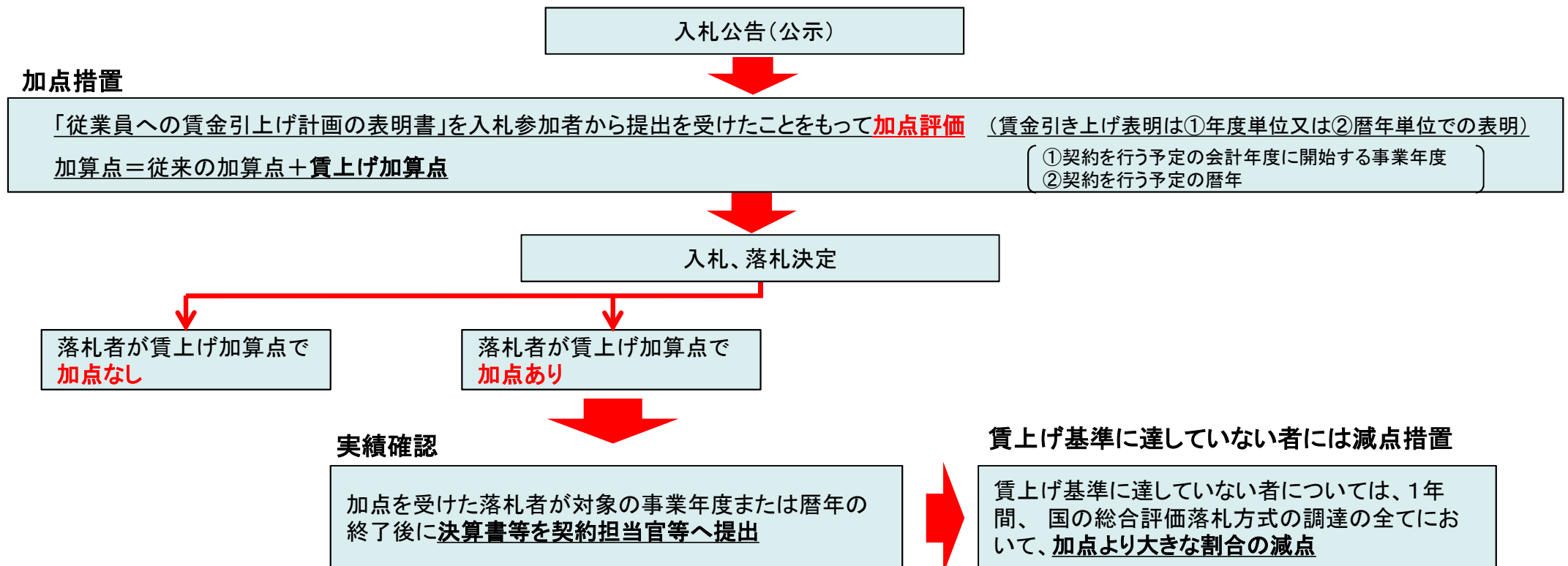


本紙内容は令和3年12月の政府決定時点のもので、今後の国会審議等を踏まえて施策内容が変更となる可能性があります。詳細情報につきましては、租税特別措置法等が成立し制度内容が確定し次第、令和4年5月頃を目途に上記HPに公表致します。

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行う。

- 適用対象: 令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。
(取組の通知を行った時点で既に公告を行っている等の事情のあるものはのぞく)
- 加点評価: 事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値(大企業:3%、中小企業等:1.5%)以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。加点割合は5%以上。
- 実績確認等: 加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。

■措置の流れ



転嫁円滑化施策パッケージ(抜粋)

1～4 (略)

5 公共工事品質確保等に基づく対応の強化

(1) 公共工事品質確保法等の趣旨の徹底

- ・ 公共工事の発注者（地方整備局、都道府県、市町村、地方公社等）に対し、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえて対応を図るよう、周知する。
- ・ 公共工事のみでなく、民間発注者に対しても、同様の適正な請負単価の設定や適正な工期の確保を求めるとともに、毎年1月から3月までの「集中取組期間」において、国土交通省が請負代金や工期などの契約締結の状況についてのモニタリング調査等を実施する。

6～10 (略)

国土交通省における取組

- 令和3年12月27日に開催された「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議」において、斉藤国土交通大臣から同会議出席の経済団体等に対して、適正な請負代金の設定や支払条件の改善、適正な工期の確保について、協力を依頼。
- また、同日付で公共発注者、民間発注者、建設業団体等に対して、公共工事品質確保法の趣旨の徹底について要請を发出。
- 加えて、転嫁円滑化施策パッケージに基づき、1月から3月までの「集中取組期間」において、請負代金や工期などの契約締結の状況について、モニタリング調査等を実施。

3. 生産性の向上への取組

限りある人材の有効活用と若者の入職促進

元請

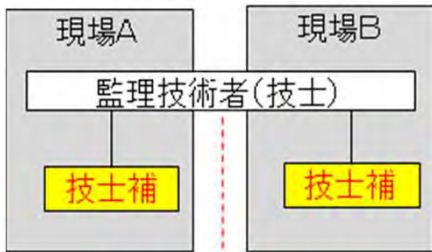
○ 監理技術者の専任緩和

監理技術者補佐を専任で置いた場合は、元請の監理技術者の複数現場の兼任を可能とする

○ 元請の監理技術者を補佐する制度の創設

技術検定試験を学科と実地を加味した第1次と第2次検定に再編成。第1次検定の合格者に技士補の資格を付与。

➡ 若者の現場での早期活躍、入職促進



監理技術者は兼務可能

※監理技術者補佐の要件
主任技術者の要件を満たす者のうち、1級技士補を有する者

<現行制度>

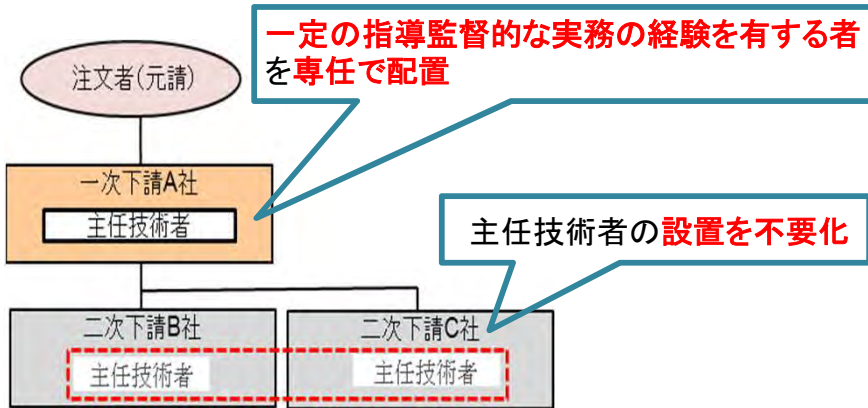
監理技術者もしくは主任技術者は、請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の工事については、工事現場毎に専任が必要。

下請

○ 専門工事一括管理施工制度の創設

以下の要件を満たす場合、下請の主任技術者の設置を不要とする

- ・一式以外の一定の金額未満の下請工事
- ・元請負人が注文者の承諾と下請建設業者の合意を得る
- ・更なる下請契約は禁止



※適用対象は、施工技術が画一的で、技術上の管理の効率化を図る必要がある工種として、鉄筋工事・型枠工事とする。

技術検定における技士補(第一次検定合格者)の創設

令和3年度1級第一次検定合格者数

	建設機械	土木	建築	電気工事	管工事	電気通信工事	造園
合格発表日	8月4日	8月19日	7月16日		10月14日		
合格者数	621人	22,851人	8,025人	7,993人	3,792人	4,730人	1,080人

技士補制度の創設

現行制度

改正後(令和3年4月施行)

技術検定

- ・ 学科試験
- ・ 実地試験

合格

※いずれも合格

技士



技術検定

第1次検定

合格

技士補

第2次検定

合格

技士

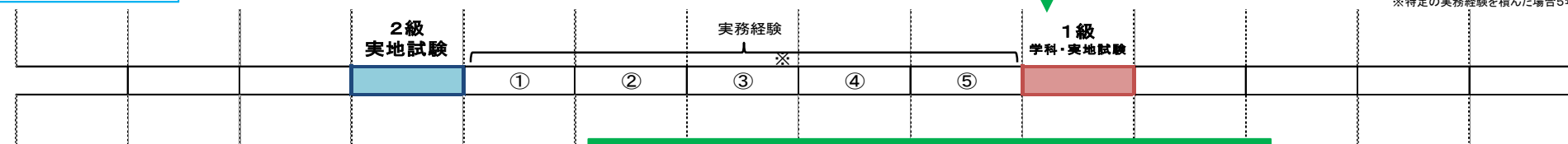
受検資格の見直し

- 2級の第2次検定合格者については、1級の第1次検定を受検するにあたり、1級相当の実務経験を不要とする

現行制度

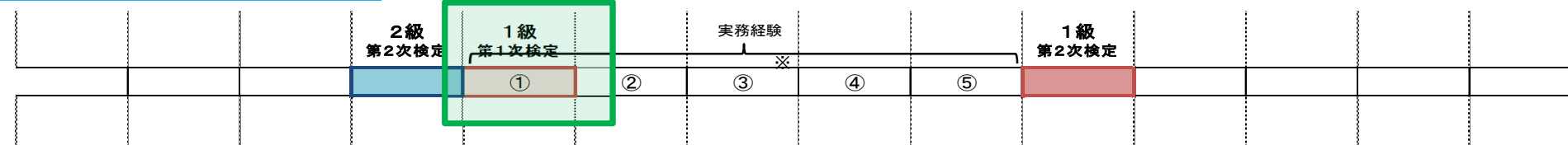
1級受験には所定の実務経験※が必要

※特定の実務経験を積んだ場合5年→3年に短縮



改正後(令和3年4月施行)

2級第2次検定合格後に1級第1次検定を受検可能に



- 17歳以上で受検可能な2級の第1次検定合格者には、2級技士補の称号が付与される

[生産性向上] 「適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)」概要

担い手不足への懸念や生産性向上へのニーズ等の建設業の課題や、近年のICT技術の向上等の技術者制度を取り巻く環境の変化を踏まえ、監理技術者等の配置のあり方や、担い手確保の観点からの技術検定制度の見直し等について具体化※に向けた検討を行う。

※前期検討会(H29.6)でとりまとめた施策の方向性を踏まえて具体化

委員

(土木分野)	小澤 一雅	東京大学院工学系研究科社会基盤専攻教授 [座長]	
	堀田 昌英	東京大学大学院工学系研究科教授	
	木下 誠也	日本大学危機管理学部危機管理学科教授	
(建築分野)	遠藤 和義	工学院大学建築学部建築学科教授	
	蟹沢 宏剛	芝浦工業大学建築学部建築学科教授	
	西野 佐弥香	京都大学大学院工学研究科准教授	
(法律分野)	大森 文彦	東洋大学法学部企業法学科教授・弁護士	
(経済分野)	大串 葉子	椋山女学園大学 現代マネジメント学部教授	(敬称略)

主な検討事項

- 監理技術者等の専任要件について
ICTの活用など代替手段の導入により、適正な施工を確保しつつ監理技術者等の専任要件の見直しが可能か検討。
- 技術検定等の実務要件について
技術検定の受検要件として設定されている学歴に応じた一定の実務経験年数について短縮が可能か検討。
- 営業所専任技術者の兼務について
ICTの活用など代替手段の導入により、主任技術者等との兼務を認める範囲を拡大することが可能か検討。

スケジュール(想定)

- 令和3年11月22日
第1回検討会開催
- 今後、業界団体等へのアンケート調査等も踏まえ、令和4年春を目途にとりまとめ予定

【現状】

- 建設業許可、経営事項審査（経営規模等評価）の申請については書類での申請のみ
→申請準備、審査が申請者及び許可行政庁双方にとって大きな負担。

【方針等】

- 経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）
「建設業許可の電子申請化など関係手続のリモート化を進める」
- 規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）
「経営事項審査申請について、早期のオンライン化を実現するとともに、オンライン化に当たっては、BPRを徹底して、申請書類の簡素化、ワンスオンリーの徹底等を行い、行政手続コストの更なる削減を実現する。【令和4年度中措置】」

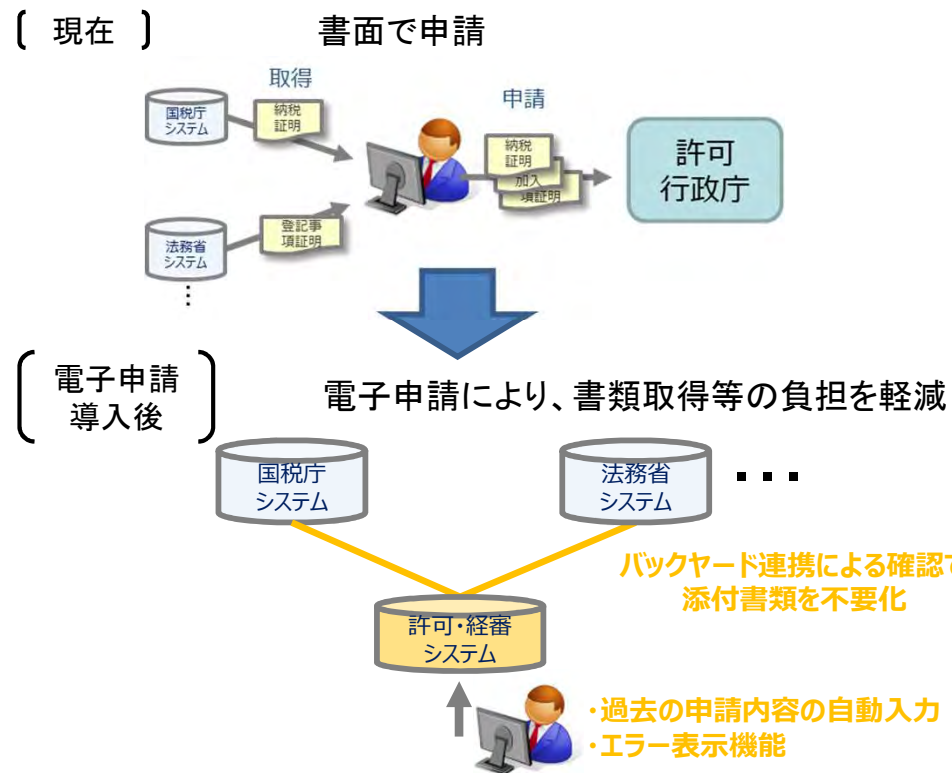
○ **建設業許可・経営事項審査について、遅くとも令和4年度までに電子申請システムを運用開始**



○ **大臣許可業者・都道府県知事許可業者を問わず、全ての建設業者にとって電子申請が可能となるよう、国と都道府県で統一のシステムを構築**

○ **他機関のシステムとのバックヤード連携や既に提出した情報のプレプリント機能、エラー表示機能等を実装し、申請手続・審査の負担軽減を最大限実現**

〔 現在 〕



4. 災害時の緊急対応強化への取組

災害発生時における随意契約等の活用

- 改正品確法で、**災害時には、緊急性に応じて随意契約や指名競争入札等を適切に選択することを発注者の責務**として規定
- 災害発生時には、**地方公共団体に対して総務省と連名で通知※を发出し、随意契約等の活用について適切な対応を促進**

※「公共工事の円滑な施工確保について」（令和3年1月29日総行第29号・国土入企第32号）により通知するほか、個々の災害発生時においても適宜通知を发出

令和元年6月下旬からの大雨

（令和元年7月5日総行第74号・国土入企第6号）



土砂災害の状況（鹿児島市）



土砂災害の状況（鹿児島県南さつま市）

令和元年台風第19号

（令和元年10月）

（令和元年10月15日総行第203号・国土入企第23号）



橋梁倒壊の状況（長野県上田市・千曲川）



堤防決壊の状況（宮城県丸森町・五福谷川）

令和2年7月豪雨

（令和2年7月7日総行第165号・国不入企第1号）



堤防決壊の状況（熊本県人吉市・球磨川）



土石流の状況（岐阜県高山市）

<入札契約>

○ 入札契約の方法について

- ・発災直後から一定の間に対応が必要となる応急復旧事業や緊急度が極めて高い本復旧事業については、随意契約を活用すること
- ・上記以外の当面の復旧工事等は、指名競争入札又は可能な限り手続きに要する期間を短縮した一般競争入札を活用すること

○ 入札及び契約で配慮すべき事項

- ・ 手続の簡素化・迅速化を行うこと
- ・ 透明性・公正性の確保すること
- ・ ダンプ対策を徹底すること
- ・ 特定調達契約の対象工事等でも期間短縮等が可能

○ その他

- ・ 災害復旧工事等の発注について、他の発注者との連絡を密に行うこと

※災害復旧工事等:災害応急対策、災害復旧に関する工事及び調査・設計・測量等

<施工段階>

○ 工事の一時中止

- ・ 今般の豪雨災害により施工できなくなった工事について、的確に工事の一時中止を指示すること
- ・ 施工中の工事が被災していない場合においても、優先度の高い緊急復旧等の調査、計画検討、工事等への対応が必要であるときは、被災地における災害応急対策を優先して行うことができるよう、当該施工中の工事について、施工会社の意向も踏まえ、工事の一時中止を指示すること
- ・ なお、繰越等の措置を適切に講ずること

○ 前金払の適切な実施

- ・ 受注者である建設企業の意向も踏まえ、出来る限り速やかに前金払を行うこと
- ・ 暫定契約書などを活用し、積極的に前金払を行うこと

※調査、設計、測量等の業務も同様

<設計・積算>

○ 適切な予定価格の設定

- ・ 見積りを活用するなど、施工地域の実態に即した実勢価格等を機動的に把握し、適切な予定価格の設定に努めること

○ 適切な代金の支払い

- ・ 工事費の精算に当たり、直接工事費の材料単価の変動については、単品スライド条項を適切に実施すること
- ・ 遠隔地からの建設資材調達や地域外からの労働者確保に伴う設計変更による請負代金額の変更など、適切な支払いに努めること

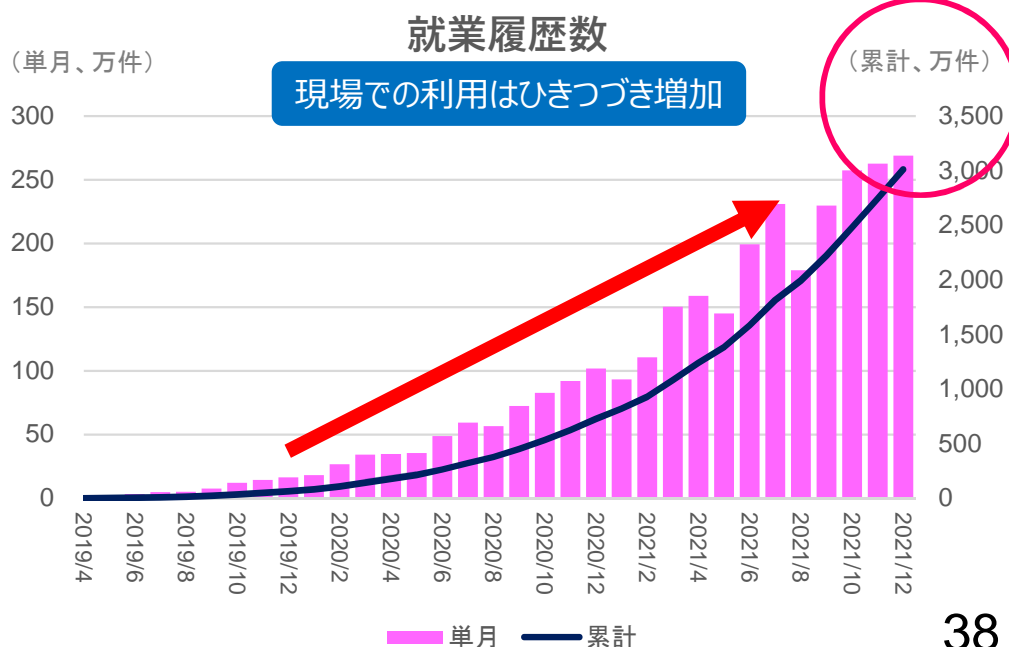
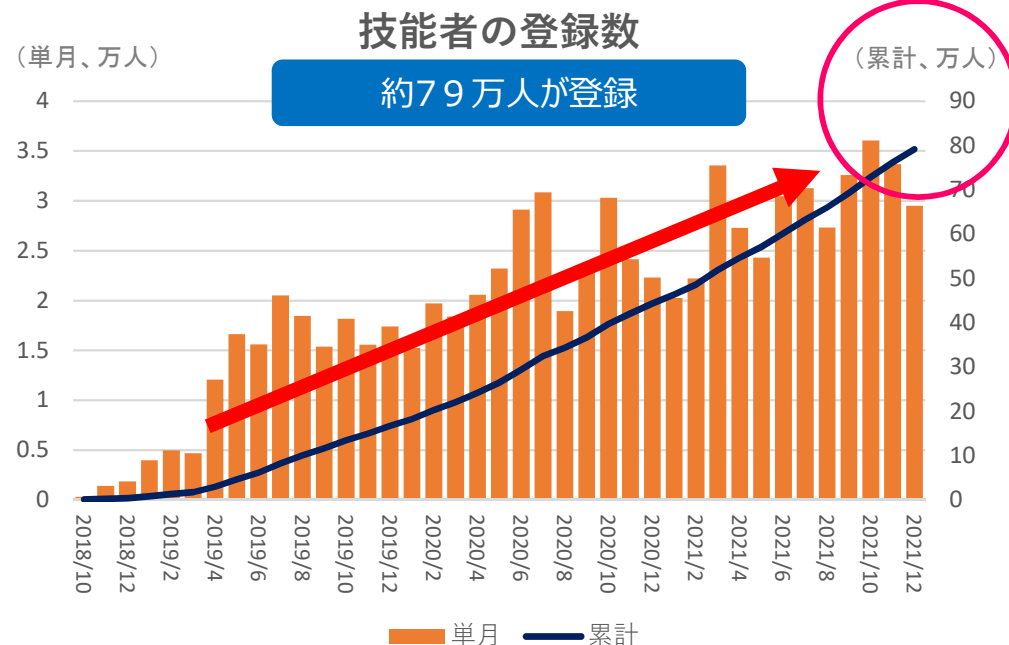
5. 建設キャリアアップシステムの普及促進

- **技能者は約79万人が登録済み**
（年度内に90万人に迫るペースで増加。技能者の4人に1人が利用する水準に）
- **現場での利用数※は大幅に増加**
（※就業履歴数。直近で月・約270万回（令和3年12月実績））
- **事業者の登録は約15万事業者※が登録**
（※うち一人親方は約4万事業者）

【参考】

	技能者登録	(参考) 技能者数	事業者登録	(参考) 工事実績がある事業者数
全国	791,678人	3,180,000人	153,465社	200,279社

(注) (参考) 技能者数は労働力調査(総務省)のR2平均より
 (参考) 工事実績有業者数は建設工事施工統計調査報告(R1実績)より
 国土交通省推計。



建設キャリアアップシステムによる技能者の処遇改善

～システムへの登録と利用促進、処遇改善への行程～

- ◎ CCUS情報発信・理解促進
 - ・CCUSサテライト説明会
 - ・CCUS認定アドバイザー等
- ◎ 登録のサポート体制
 - ・認定登録機関 等

- ◎ 現場ニーズに応じたツール多様化
(携帯電話やスマホ顔認証)
- ◎ 各種資格情報の効率的な確認
- ◎ 現場管理の効率化・安全書類等とのデータ連携

- ◎ 週休2日の推進への活用
(公共発注者による利活用)
- ◎ カードタッチ等のポイント還元
- ◎ 退職金(建退共)制度との連携

「技能者の処遇改善」

(技能者の賃金上昇が労務単価の上昇として反映)

「明確なキャリアパス」

「人材を雇用する企業が伸びる環境」

STEP 1

システムへの登録促進
元請・専門工事企業の登録を促進
CCUSの登録や現場運用の周知・理解促進

STEP 2

現場での利用の促進
元請による現場カードリーダー等の設置促進
技能者による就業履歴の蓄積の促進

STEP 3

技能者の処遇等への反映
技能者の能力評価の普及と処遇への反映を推進

新3Kの実現
(給料・休日・希望)

技能者の技能・経験の評価

技能者の入職・定着促進

- ◎ 求人・求職活動との連携
- ◎ 公共工事における企業評価
- ◎ 機器設置等に対する助成制度

- ◎ 公共工事における企業評価
(総合評価やモデル工事での加点)
- ◎ 経営事項審査における加点評価
- ◎ 外国人就労現場における利用推進

- ◎ 技能者のCCUSレベルに応じた手当て支給の促進
- ◎ 施工能力等の見える化評価
- ◎ 建設人材育成企業の顕彰
- ◎ 賃金改善に係る助成金制度

- ◎ 技能者の技能・経験に応じた賃金
 - ・標準見積書の活用による労務費等の見積り
(技能者の技能・地位に応じた見積りの促進)
 - ・元請による見積り尊重と請負価額の適正

建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会のもと官民一体で推進

国土省CCUSポータルサイトで各種支援や取組を一元的に情報発信

都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた**24都府県で実施予定（他に5協会が検討中）**
- 都道府県発注工事は、**28県が企業評価の導入を表明し、他の全ての都道府県においても導入の検討を表明**
広がりをもさらに加速化するため、様々な機会に知事等のハイレベルに直接働きかけることをはじめ、より一層取組を強化

(令和4年1月6日 現在)

都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価	都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価
北海道		△	滋賀県	●	◎
青森県		△	京都府	●	△
岩手県		△	大阪府	●	△
宮城県	●	●◎★	兵庫県	●	◎、○(予定)
秋田県		△	奈良県	●	△
山形県		△	和歌山県	●	○(予定)
福島県	●	◎	鳥取県		★(予定)
茨城県		●(予定)	島根県	●	◎(予定)
栃木県	●	◎	岡山県	●	●
群馬県	●	●◎★	広島県		◎
埼玉県	●	●(予定)	山口県	●	●(予定)
千葉県		△	徳島県		○
東京都	●	△	香川県	○	△
神奈川県		△	愛媛県		●★
新潟県		△	高知県	○	△
富山県		△	福岡県		○
石川県		○	佐賀県	○	△
福井県	●	●○	長崎県	○	◎
山梨県	●	◎	熊本県		△
長野県	●	◎、○(予定)	大分県		△
岐阜県	●	●★	宮崎県	●	●◎○★
静岡県	●	◎○	鹿児島県	●	●、◎(予定)
愛知県	●	△	沖縄県	●	●(予定)
三重県	○	●★			

(令和4年1月6日 現在)

都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況

【群馬県】モデル工事を実施

元請のカードリーダー設置のほか、下請事業者や技能者の登録等を工事成績評定の加点条件とするモデル工事を、発注者指定型と受注者希望型の2方式で実施

【長野県】総合評価等において加点

R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点（R2年度は予定価格8000万円以上が対象）等

【山梨県】総合評価において加点

県土整備部発注工事（土木一式工事）において総合評価で加点（試行）

【滋賀県】総合評価において加点

総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録と活用」を実施する場合に加点評価（試行）
 ※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価

【岡山県】全工事の成績評定において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望型モデル工事を試行。事業者登録、技能者登録、カードリーダー設置等を工事成績評定にて加点

- 評価実施
- R4年度までに評価導入予定
- 今後検討

【宮城県】全工事の成績評定及び総合評価において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望の推奨工事に位置づけ。うち20件程度に発注者指定の義務化工事を適用。また、総合評価方式において事業者登録を加点

【福島県】総合評価において加点

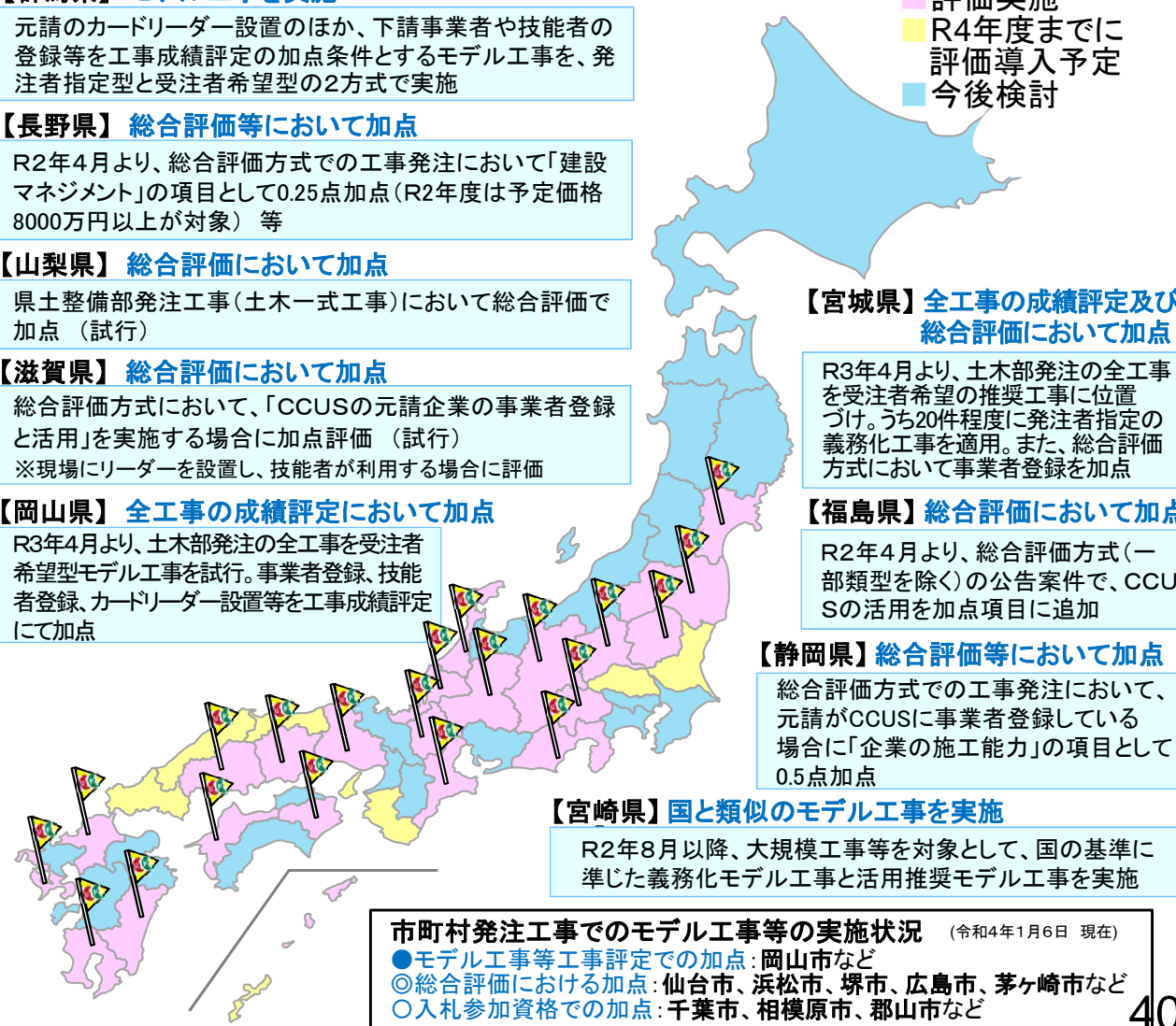
R2年4月より、総合評価方式（一部類型を除く）の公告案件で、CCUSの活用を加点項目に追加

【静岡県】総合評価等において加点

総合評価方式での工事発注において、元請がCCUSに事業者登録している場合に「企業の施工能力」の項目として0.5点加点

【宮崎県】国と類似のモデル工事を実施

R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施



市町村発注工事でのモデル工事等の実施状況 (令和4年1月6日 現在)

- モデル工事等工事評定での加点: 岡山市など
- ◎ 総合評価における加点: 仙台市、浜松市、堺市、広島市、茅ヶ崎市など
- 入札参加資格での加点: 千葉市、相模原市、郡山市など

＜直轄Cランク工事＞

- 都道府県建設業協会が賛同
- 協会において検討中

※赤枠は令和3年9月以降に表明されたもの

＜都道府県工事での評価＞

- モデル工事等工事評定での加点
- ◎ 総合評価における加点
- 入札参加資格での加点
- ★ カードリーダー等費用補助
- △ 検討中

※赤文字は令和3年4月以降に導入を表明されたもの

経営事項審査での加点評価

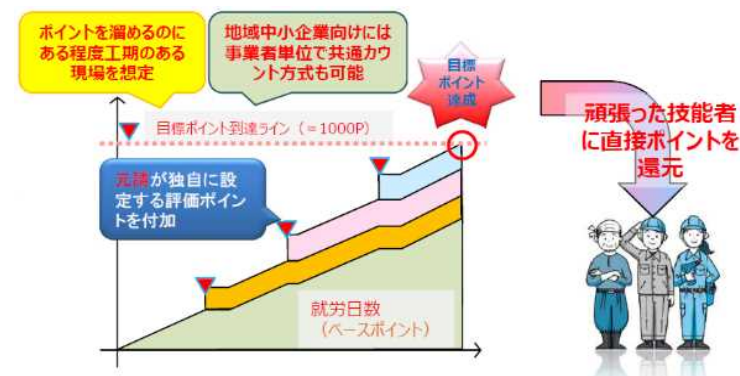
◎ 現行の加点評価に加えて、新たに、元請としてのCCUSの取組状況を経営事項審査において評価することを検討

【現行の経営事項審査における加点評価】

- 建設キャリアアップシステムにおいてレベル4・3と判定された者の数に応じて評点を付与 (Z1)
- 建設キャリアアップシステムでレベル2以上にアップした建設技能者の割合に応じて評点を付与 (W10)

カードタッチ等の蓄積をポイント還元

◎ CCUSの就業履歴数（ベースポイント）と、元請事業主が独自に設定するプログラムにより電子マネー等に還元する仕組みを試行



現場ニーズに応じたツールの多様化

◎ 小規模現場におけるスマホや携帯電話での就業履歴の蓄積（カードリーダーやタッチを不要）



ご自身の顔をスマホにかざして入退場が登録可能

カードリーダーが常設できない現場でも対応可能。
電源なし・現場事務所なし・現場管理者なし

技能者としての客観的な評価に応じた手当支給

◎ 大手ゼネコンでは、能力評価（技能レベル）を手当に反映する企業独自の検討が始まり。先駆的な取組を水平展開

- ・ CCUSの技能レベルを反映した手当での支給
- ・ 手当の支給対象者をCCUSレベル4の保有者から選定

等

CCUSの能力評価等を反映した手当の支給例

CCUSの能力評価等を企業独自の手当てに反映する取組を、優良事例として水平展開

- ◎ **CCUSのレベル別に日額手当を支給**する優良技能者制度(協力会会員を対象)を実施 (西松建設)
(レベル2:500円、レベル3:1,000円、レベル4:2,000円(特に模範となる方:3,000円))
- ◎ **優良職長認定条件にCCUSカード保持を義務化、協力会の規則でCCUS加入を義務化。CCUSカードの色に応じた優良職長の手当てについて、令和4年4月1日から運用開始** (奥村組)
(レベル2以下:1,000円(現場マイスター) or 2,000円(エリアマイスター)、レベル3以上:3,000円(スーパーマイスター))
- ◎ **上級職長である社内マイスターの認定の必須条件としてCCUSの登録を位置づけ。(年度末までに未登録のマイスターはマイスター認定を取り消す)。さらに、今年度中に、現行のマイスター手当をCCUSレベルのカードに沿った形での変更を行う予定** (村本建設)
- ◎ **優秀登録職長手当制度の認定要件[鹿島マイスター(スーパーマイスター4,000円/日、マイスター2,000円/日)]及び優良技能者報奨金制度(新E賞:10万円/年)の認定要件にCCUS技能者登録を追加。鹿島マイスターについては、レベル4相当(経験年数10年以上、職長経験3年以上)の技能者であることを要件追加。建退共において、民間工事にて半額負担としていた共済掛金を、CCUS登録技能者を対象に全額負担とした。** (鹿島建設)
- ◎ **2020年度より、優良職長制度の認定要件にCCUS技能者登録を追加。独自の労務費補正制度※の出勤簿確認にCCUSの就業履歴を利用可能とした。** (五洋建設)
※ 現場閉所目標以上の休日取得目標を宣言した協力会社が個人ベースで目標達成した場合、協力会社に労務費を5~10%割増補正して支払い
- ◎ **優良技能者手当(3,000円~1,000円/日)の支給要件にCCUSレベル3以上を追加。** (戸田建設)
- ◎ **優良技能者手当の支給対象者をCCUSレベル4(ゴールド)の保有者から選定し、日額3,000円を支給。** (清水建設)
- ◎ **従来の優良職長手当におけるCCUS登録の義務化** (大林組)
- ◎ **導入を検討している優良職長制度においてCCUSを認定基準の一つとしている** (東洋建設)
- ◎ **優良職長の条件としてCCUS登録を位置づけ** (大林道路)
- ◎ **従来の優良職長制度の認定基準の項目に、「CCUS技能者登録」の追加を検討中** (大成建設)
- ◎ **優良技能者(マスター、マイスター)制度の認定要件にCCUS技能者登録を追加することを検討中** (前田建設)

○発注者がCCUSを活用し、CCUSモデル工事など、当該工事におけるCCUSの利用状況の確認や、工期内における技能者の週休2日の達成状況を効率的に確認できるよう措置

(※元請けの同意を前提として、発注者にIDを付与し、個人情報の保護に留意しつつ、CCUSの画面の一部を確認できる仕組みを整備)

(※システム改修の想定費用(概算)は約1.5億円。令和4年9月頃からの供用開始を目指す。)

(1) 施工体制台帳等の帳票の確認

デジタル化を推進するべく、下記帳票の確認を可能とする

- ◎ 施工体制台帳の帳票
- ◎ 作業員名簿の帳票
- ◎ 施工体系図の帳票
- ◎ 下請負業者編成表・再下請負通知書の帳票
- ◎ 社会保険加入状況の帳票

※元請けが既に出力可能な帳票について、公共発注者も確認できるよう、措置する。

書類の事務の合理化

(2) 発注工事におけるCCUSの利用状況の確認

CCUSモデル工事など、発注工事における、CCUSの利用状況の確認を可能とする

- ◎ 技能者のCCUS就業履歴の蓄積状況
- ◎ 事業者のCCUSの登録状況
- ◎ 技能者のCCUS登録状況

(「CCUSの利用状況の確認画面について」参照)

※レベル別・職種別の「各技能者のCCUS就業履歴の蓄積状況」も確認可能とする。(全工期まとめでの集計とすることを検討。竣工時のレベル、職種により集計を行う。職種は55職種により集計を行う。)

CCUSモデル工事の履行状況の確認事務の合理化

(3) 技能者の当該工事における週休2日の達成状況の確認

当該発注工事の工期内における技能者の週休2日の達成状況を確認できる必要

- ◎ 技能者の週休2日の達成状況

(「週休2日の達成状況の確認画面について」参照)

※さらに、発注者としての立場から合理的な利用目的がある場合に限り、元請けの同意を条件として、当該工期内における技能者の他工事も含む全ての現場における就業実績(週休2日の達成状況)についても一覧的に確認することができるよう措置する。(事業者と技能者の同意も別途必要とする。)

週休2日工事における、達成状況の確認に資する(②とセット)

「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」について

○建設キャリアアップシステムの活用を通じて、社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保、建退共の適正履行の確保をはじめとした技能者の更なる処遇改善を推進するため、「**建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会**」を設置。

※「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」を発展的改組

構成団体等（合計103団体）

学識経験者

蟹澤 宏剛 芝浦工業大建築学部教授 ◎

建設業団体(80団体)

- (一財) 中小建設業住宅センター
- (一社) 建設産業専門団体連合会 ○
- (一社) 建築開口部協会
- (一社) 住宅生産団体連合会
- (一社) 消防施設工事協会
- (一社) 情報通信エンジニアリング協会
- (一社) 全国基礎工事業団体連合会
- (一社) 全国クレーン建設業協会
- (一社) 全国建行協
- (一社) 全国建設業協会 ○
- (一社) 全国建設産業団体連合会
- (一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会
- (一社) 全国建設室内工事業協会
- (一社) 全国タイル業協会
- (一社) 全国ダクト工業団体連合会
- (一社) 全国中小建設業協会
- (一社) 全国鐵構工業協会
- (一社) 全国道路標識・標示業協会
- (一社) 全国特定法面保護協会
- (一社) 全国防水工事業協会
- (一社) 全日本瓦工事業連盟
- (一社) 鉄骨建設業協会
- (一社) 日本アンカー協会
- (一社) 日本ウエルポイント協会
- (一社) 日本ウレタン断熱協会
- (一社) 日本運動施設建設業協会
- (一社) 日本海上起重技術協会
- (一社) 日本型枠工事業協会
- (一社) 日本機械土工協会
- (一社) 日本基礎建設協会
- (一社) 日本橋梁建設協会
- (一社) 日本金属屋根協会
- (一社) 日本空調衛生工事業協会
- (一社) 日本グラウト協会
- (一社) 日本計装工業会
- (一社) 日本建設業経営協会
- (一社) 日本建設業連合会 ○
- (一社) 日本建設躯体工事業団体連合会
- (一社) 日本建設組合連合
- (一社) 日本建築板金協会
- (一社) 日本在来工法住宅協会
- (一社) 日本左官業組合連合会
- (一社) 日本サッシ協会
- (一社) 日本シャッター・ドア協会
- (一社) 日本潜水協会
- (一社) 日本造園組合連合会
- (一社) 日本造園建設業協会
- (一社) 日本タイル煉瓦工事工業会
- (一社) 日本電設工業協会
- (一社) 日本道路建設業協会
- (一社) 日本塗装工業会
- (一社) 日本鳶工業連合会
- (一社) 日本トンネル専門工事業協会
- (一社) 日本内燃力発電設備協会
- (一社) 日本配管工事業団体連合会
- (一社) 日本保温保冷工業協会
- (一社) 日本屋外広告業団体連合会
- (一社) 日本冷凍空調設備工業連合会
- (一社) ビルディング・オートメーション協会
- (一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会
- (一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会
- (一社) フローリング協会
- (一社) マンション計画修繕施工協会

- (公財) 建設業適正取引推進機構
- (公社) 全国解体工事業団体連合会
- (公社) 全国鉄筋工事業協会
- (公社) 日本エクステリア建設業協会
- 全国圧接業協同組合連合会
- 全国板硝子工事協同組合連合会
- 全国管工事業協同組合連合会
- 全国建設業協同組合連合会
- 全国建設労働組合総連合 ○
- 全国建具組合連合会
- 全国ポンプ・圧送船協会
- 全国マスチック事業協同組合連合会
- 全日本板金工業組合連合会
- ダイヤモンド工事業協同組合
- 日本外壁仕上業協同組合連合会
- 日本建設インテリア事業協同組合連合会
- 日本室内装飾事業協同組合連合会

建設業関係団体(7団体)

- (一財) 建設業振興基金
- 建設業労働災害防止協会
- (公財) 建設業福祉共済団
- 全国社会保険労務士会連合会
- 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 日本行政書士会連合会
- 日本建設産業職員労働組合協議会

国土交通省

- 大臣官房会計課
- 大臣官房技術調査課
- 大臣官房官庁営繕部計画課
- 不動産・建設経済局建設業課
- 不動産・建設経済局建設市場整備課(事務局)

発注者団体(16団体)

- (一社) 全国住宅産業協会
- (一社) 日本ガス協会
- (一社) 日本経済団体連合会
- (一社) 日本建築士事務所協会連合会
- (一社) 日本自動車工業会
- (一社) 日本電機工業会
- (一社) 日本民営鉄道協会
- (一社) 不動産協会
- (一社) 不動産流通経営協会
- (公社) 全国宅地建物取引業協会連合会
- (公社) 全日本不動産協会
- (公社) 日本建築家協会
- (公社) 日本建築士会連合会
- (公社) 日本建築積算協会
- 電気事業連合会
- 日本商工会議所

オブザーバー(地方関係団体)

- 全国市長会
- 全国知事会
- 全国町村会

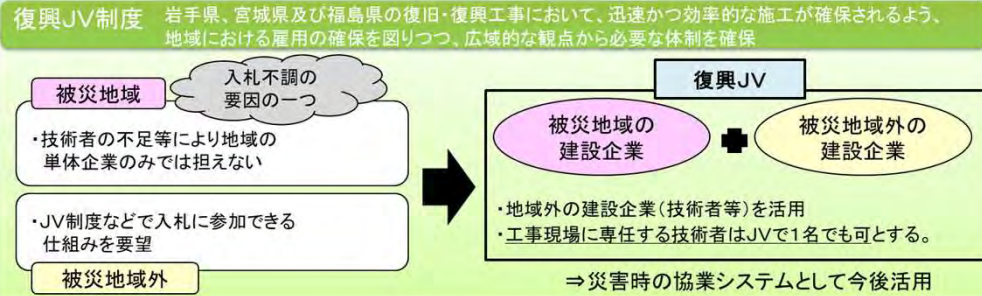
行政関係機関

- 厚生労働省
- 労働基準局労働保険徴収課
- 職業安定局雇用保険課
- 職業安定局建設・港湾対策室
- 雇用環境・均等局勤労者生活課
- 保険局保険課全国健康保険協会管理室
- 年金局事業管理課
- 日本年金機構 厚生年金保険部

6. 中央建設業審議会における主な議論

復興JVの位置付け

※ 復興JV・・・復旧・復興建設工事共同企業体



今後発生しうる大規模災害の被災地域における施工体制確保対策とするため、東日本大震災で試行していた復興JV制度をJV準則へ位置付け、一般化することを検討

災害復旧工事中の損害発生時の費用負担

現状

- 公共約款においては、民法の考え方を転換し、不可抗力により損害が発生した場合、発注者が損害額のうち請負代金額の1/100を超える額を負担（＝受注者は請負代金額の1/100を負担）する旨規定（第30条）されており、2次災害等のリスクの高い応急・災害復旧工事中に被災し損害が発生した場合も例外ではない。

今後の検討の方向性

- 損害が生じるリスクが高い災害復旧工事等について、受注者負担の軽減を図る観点から一定の類型化を図るとともに、受注者負担の軽減の在り方について検討。
(例:「不可抗力」に該当することとした上で、1/100の受注者負担を軽減する又は求めない等)

経営事項審査の改正

改正の視点

- 建設業における①担い手の育成・確保、②災害対応力の強化、③環境への配慮を推進するため、これらに向けた建設企業の努力を適正に評価、後押しすることを検討

改正の方向性

- ① CCUSの取組状況 WLBに関する取組
- ② 加点対象とする建設機械の種類拡大
- ③ ISO14001に限らず、環境への配慮に関する認証等の取得

その他

入契法適正化指針の変更にに向けた検討

- 復興JVをJV準則へ位置づけることに伴う入契法適正化指針変更にあわせて、ダンピング対策に関する記載の充実などについても検討。

保険証券・保証証書の電子化

- 公共工事の契約の際に、現状書面にて作成・提出等されている保険証券・保証証書について、電子化を措置する予定。

経営事項審査における監理技術者講習の加点期間

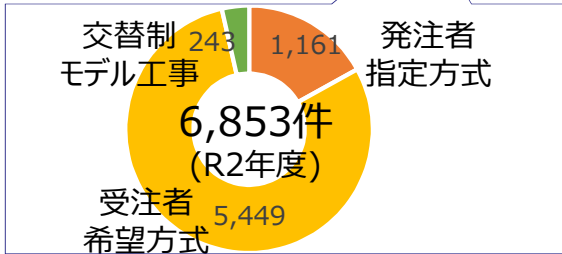
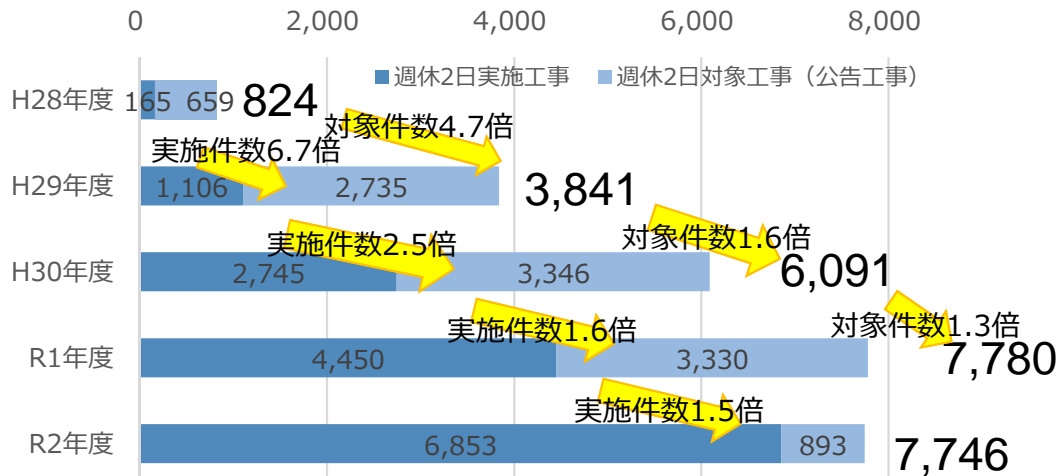
- 専任の監理技術者として現場に配置可能な期間はもれなく経営事項審査においても加点可能となるよう、措置する予定。

直轄事業における最近の取組

週休2日対象工事

- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- R6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

週休2日工事の実施状況（直轄）



※令和3年3月末時点
 ※令和2年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾空港除く）
 ※R2年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%

週休2日の推進に向けた取組（直轄）

■ 週休2日の実施に伴う必要経費を計上

- 平成29年度より共通仮設費、現場管理費、平成30年度より労務費、機械経費（賃料）について、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上。
- R3年度は、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正係数を引き続き継続。

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)*	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率*	1.02	1.03	1.04
現場管理費率*	1.03	1.04	1.06

*週休2日の実施により、現状より工期が長くなるに伴う必要経費に関する補正

■ 週休2日交替制モデル工事の試行

- R1年度より、現場閉所が困難な維持工事等において、工事従事者が交替で週休2日を確保するモデル工事を試行。達成状況に応じて労務費を補正。
- **R3年度より、交替制モデル工事における週休2日の実現に向けた環境整備として、新たに現場管理費の補正係数を設定。**

休日率	4週6休以上 7休未満	4週7休以上 8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費	1.01	1.02	1.03

■ 工事成績評価による加点

4週8休を実施した工事について、「工程管理」の項目において加点評価

- 直轄工事においては、R6年4月の時間外労働規制の適用に先駆け、R5年度には原則として全ての工事で発注者指定方式により週休2日を確保することを目指して取組を順次拡大。

直轄土木工事における週休2日の取組方針

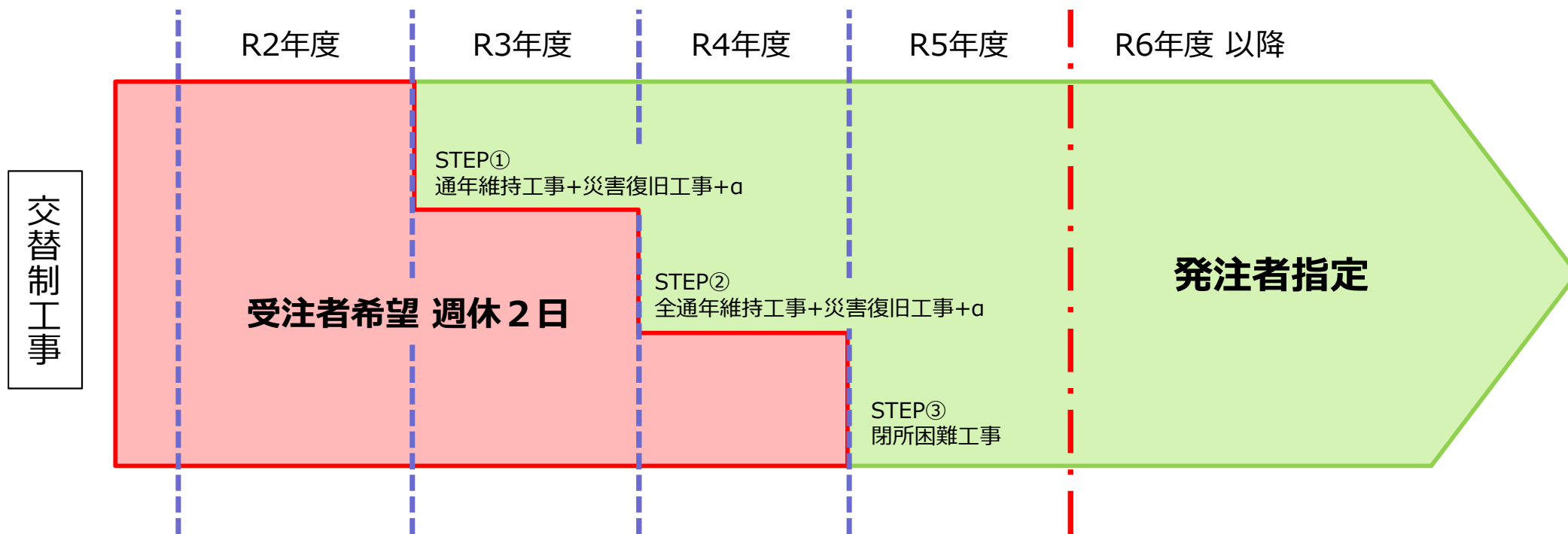
- 改正労働基準法（平成30年6月成立）による時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、直轄工事において週休2日工事、週休2日交替制モデル工事を順次拡大。
- 令和6年4月には、維持工事等も含めて、原則として週休2日の確保を目指す。

週休2日工事の取組方針



直轄土木工事における週休2日の取組方針（交替制工事）

週休2日交替制モデル工事の取組方針



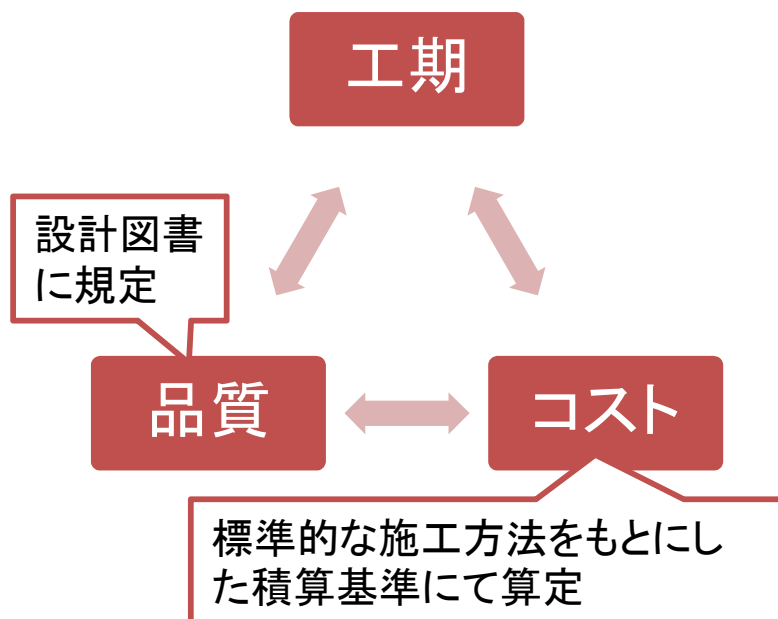
◇週休2日交替制モデル対象工事

- 365日拘束される工事
 - ・通年維持工事等
- 連続して稼働しなければならない工事（閉所困難工事）
 - ・災害復旧工事
 - ・交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事
 - ・連続施工せざるを得ない工事（シールド・ニューマチックケーソン等）

直轄土木工事における適正な工期設定指針(概要)

- 国土交通省直轄土木工事において、率先して適正な工期を設定するための指針を令和2年3月に策定。
- 具体的・定量的に工期の設定方法を示すことで、できるだけ個人の経験等によらず、適正な工期設定が可能に。
- 設定方法は「工期設定支援システム」としてプログラムをオープンにしており、外部から改善点の指摘も可能。

本指針にける「適正な工期」とは、設計図書に規定する品質の工事目的物を、標準的な施工方法(コスト)によって施工する際に必要となる工期のことを指す。



工期設定指針の構成

(1) 工事発注段階

- ① 全体工期に含むべき日数・期間の設定
 [余裕期間、準備期間、施工に必要な実日数
 不稼働日、後片付け期間]
- ② 「工期設定支援システム」の活用
- ③ 工期設定の条件明示等

(2) 施工段階

- ① 工事工程クリティカルパスの共有
- ② 工期延期に伴う間接工事費の変更

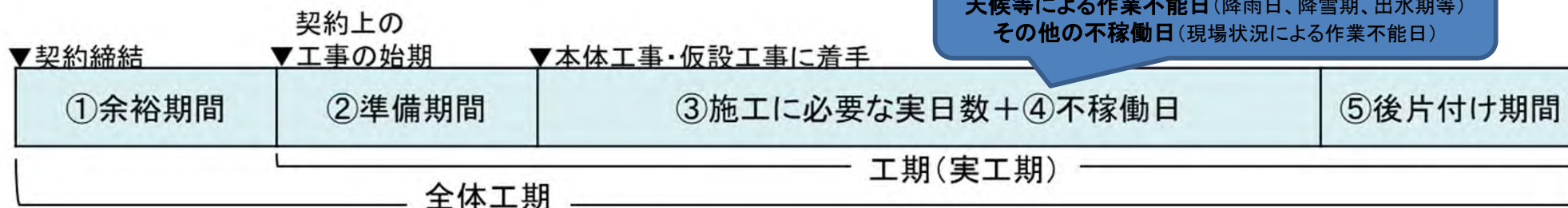
(3) 工事完成後

- ① 実績工事工程の収集

<対象工事>

国土交通省直轄土木工事(港湾・空港除く)を対象
 通年維持工事や随意契約を適用する応急復旧工事を除く

<設定工期のイメージ>

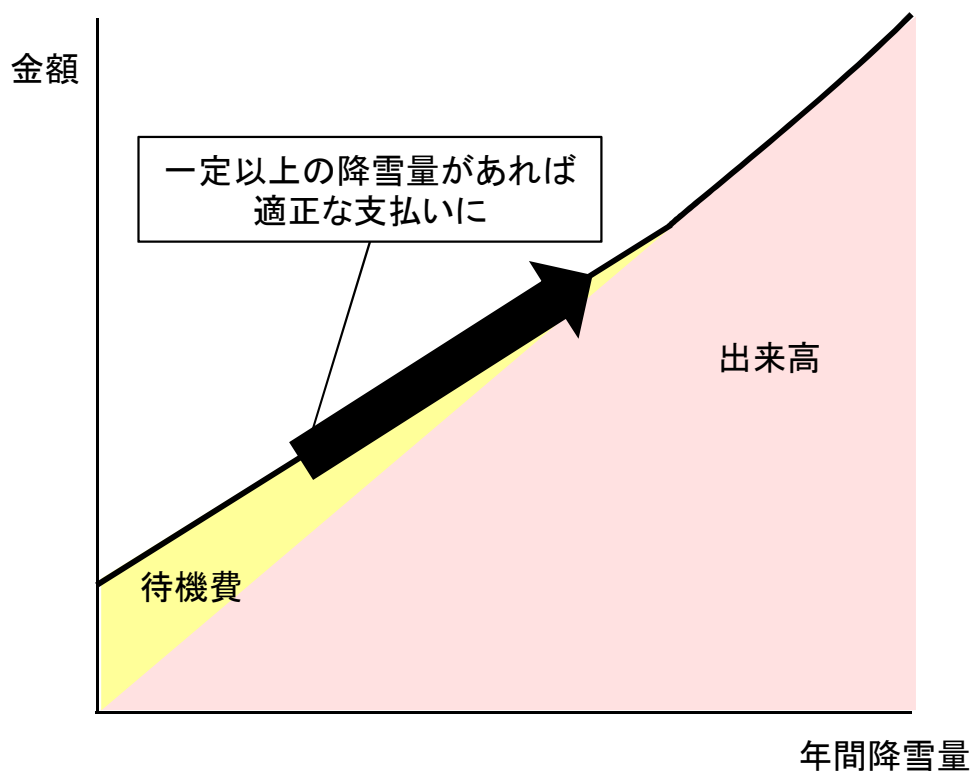


道路除雪工の積算改定のイメージ

○ 道路除雪工において、令和3年度から少雪時においても固定的に発生する経費を計上可能な積算方法の試行を開始。

■ <現状の積算>

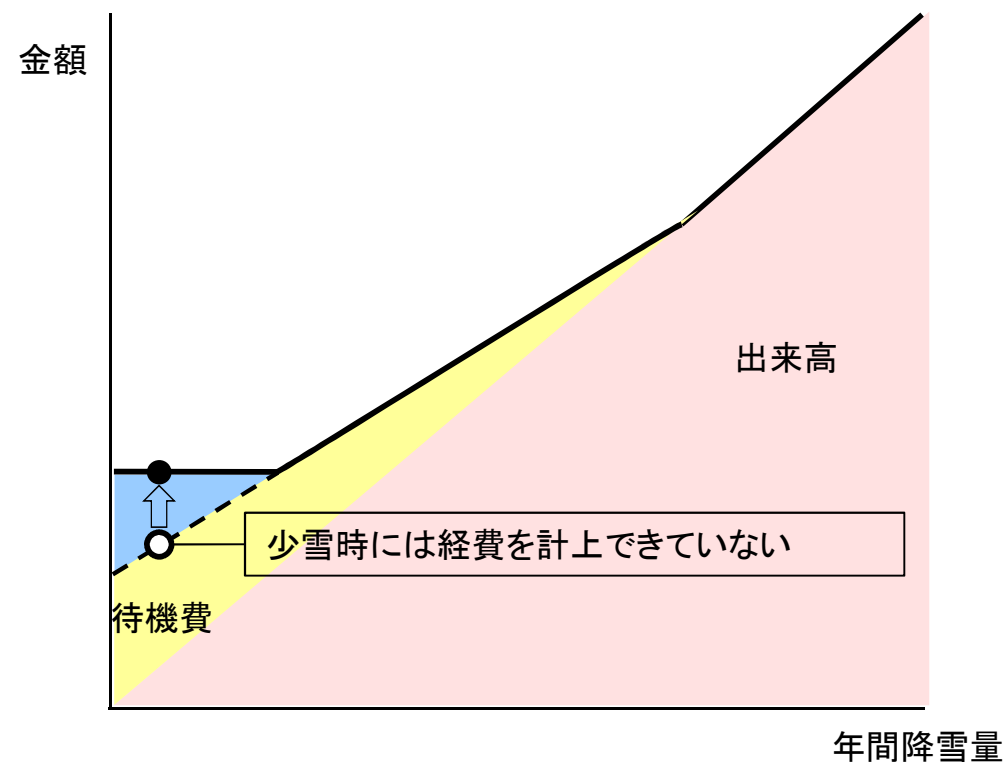
- ・待機費+出来高を支払う



— 待機費+出来高による支払ライン

■ <少雪時における積算イメージ>

- ・少雪時においても固定的に発生する経費を積算(精算時)に計上する



— 少雪時における支払ライン
 - - 待機費+出来高による支払ライン

※図表は金額の大きさを含めてイメージ

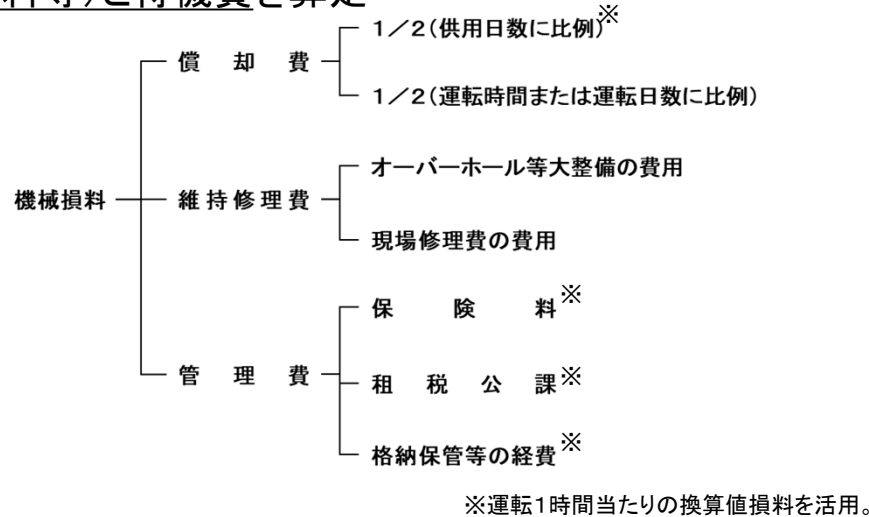
少雪時における除雪工事の積算(精算時)の試行

○ 除雪機械の機種や台数に応じて固定的経費(①直接工事費分+②間接工事費分)を計上
 ⇒ 令和3年度に全国の地方整備局等の除雪工事で試行し、次年度以降引き続き積算の改善を検討

①直接工事費

<現行>

○ 除雪機械の運転時間または運転日数に応じて、出来高(機械損料等)と待機費を算定



<試行>

○ 下記で算定する固定的経費より、左記で算定した経費が**大きい場合**
 ⇒ 現行のまま

○ 下記で算定する固定的経費より、左記で算定した経費が**小さい場合**
 ⇒ 下記により機械損料の固定的経費を算定

$$\text{固定的経費} = \Sigma(K \cdot D)$$

K: 除雪機械の機種や台数ごとに、償却費(1/2)と管理費(保険料、租税公課、格納保管等経費)を積み上げ(円/日)
 D: 除雪体制確保期間【除雪機械の確保期間】(日)

②間接工事費

直接工事費に対応した間接工事費^{※1}を率計算から計上^{※2}

※1: 除雪機械の機種や台数に応じて、その管理に要する準備費、営繕費、労務管理費、従業員給料手当などを計上することになる。

※2: 間接工事費 = 共通仮設費 + 現場管理費 + 一般管理費等

共通仮設費 = 直接工事費 × 共通仮設費率

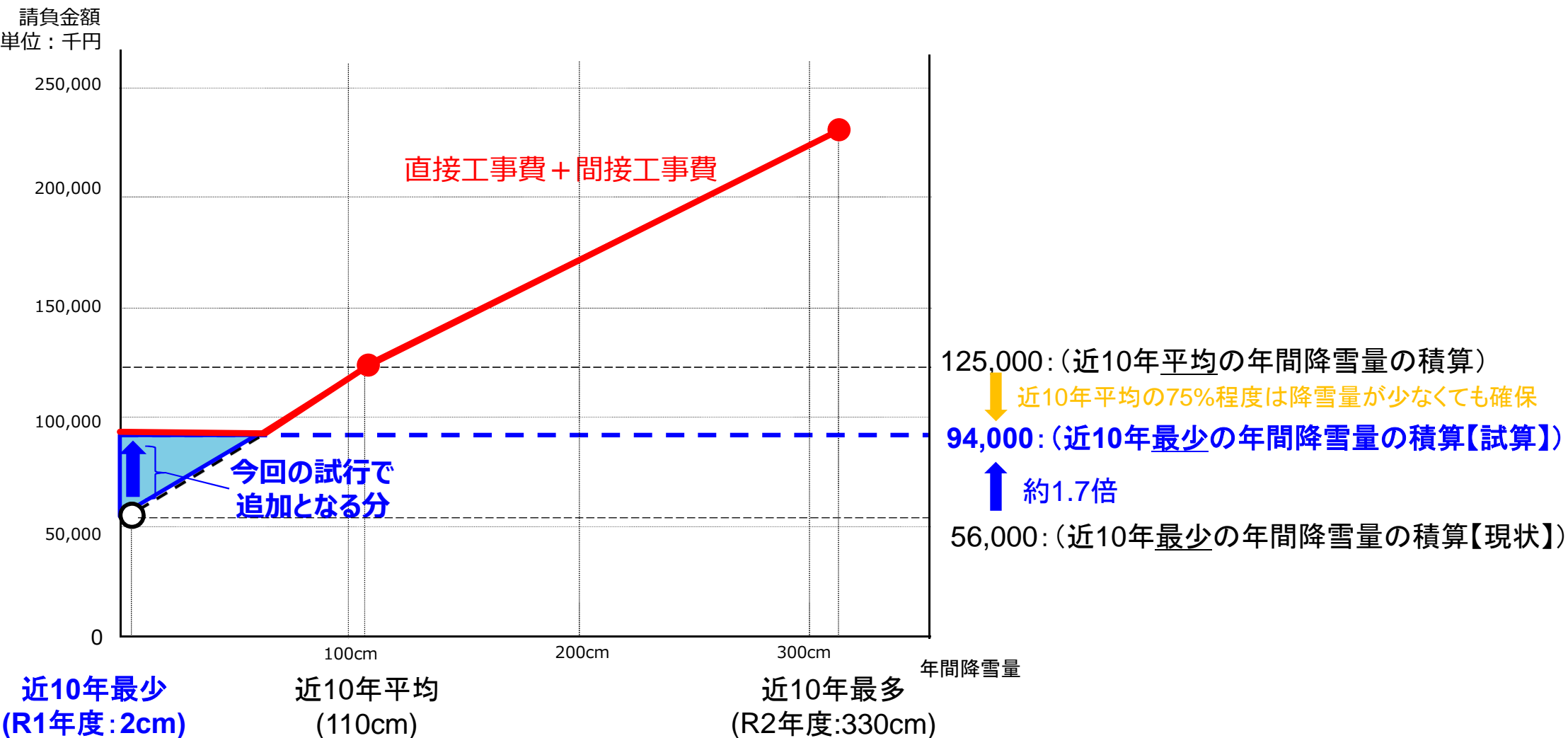
現場管理費 = (直接工事費 + 共通仮設費) × 現場管理費率

一般管理費等 = (直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費) × 一般管理費等率

(除雪機械を発注者から無償貸与している場合は、直接工事費は無償貸与機械評価額を対象)

試算結果

○ 管理延長60km（平地部・都市部が主）を例に試算



※「直接工事費+間接工事費」のラインは試算の結果を踏まえて概ねの費用をグラフに表したものの

中長期的な発注の見通し公表について

これまで、入札情報サービス(PPI)において、工事単位の発注見通しを掲載

入札情報サービス

→ ヘルプ → お問い合わせ → 全国版TOP

全国 北海道 東北 関東 北陸 中部 近畿 中国 四国 九州・沖縄

工事の検索 発注の見通し 入札公告等 入札の経過

発注の見通し(工事) 検索結果

該当する案件が **18** 件あります。1~18 件表示しています

CSV出力

No	発注機関/担当部・事務所	工事名	入札契約方式	工事区分	入札予定時期	更新日
1	国土交通省関東地方整備局 / ○○事務所	●●工事	一般競争入札(標準型)	一般土木工事	第3四半期	2020/09/08
2	国土交通省関東地方整備局 / ○○事務所	●●工事	一般競争入札(標準型)	一般土木工事	第3四半期	2020/09/08
3	国土交通省関東地方整備局 / ○○事務所	●●工事	一般競争入札(標準型)	一般土木工事	第3四半期	2020/09/08



令和2年10月～中長期的な見通しを追加して公表

事業計画通知に記載している事業(プロジェクト)の情報を
中長期的な見通しとして追加

No.	発注機関/担当部・事務所	事業名	更新日
1	国土交通省○○地方整備局/○○国道事務所	国道○○号○○道 (○○~○○) (○○環状道路)	2020/04/01
2	国土交通省○○地方整備局/○○国道事務所	国道○○号○○道	2020/04/01



発注機関	国土交通省○○地方整備局
担当部・事務所	○○国道事務所
事業名称	国道○○号 ○○道路
全体事業規模	L=23.0km
全体事業費	○○億円
当年度の事業費	○○億円
事業進捗/完成予定時期	事業進捗率: 00% 用地進捗率: 00%
当年度事業概要	道路改良工 0km 橋梁上下部工 0橋 トンネル工 0箇所 ※関連する測量、調査、設計業務も含む
備考	用地進捗率: 約00% 事業進捗率: 約00% ○○IC~××IC L=○○km 令和○年度開通予定 残事業費: 令和○年度以降○○億円

対象事業 : 国土交通省の直轄事業のうち、河川・道路・公園事業

令和3年 営繕工事も対象に拡大

これまでの経緯

- H26.6 公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下、品確法という。)において、発注者の責務として「**計画的に発注**を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。」が規定
- H27.1 品確法第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針(以下、**運用指針**という。)」において、発注者に対し、**施工時期の平準化に努める**ことを規定
- H28.3 「i-Construction～建設現場の生産性革命～」において、**トップランナー施策のひとつ**として、「**施工時期の平準化**」を設定
- R1.6 **改正品確法**において、発注者の責務として、「**公共工事等の実施の時期の平準化**」が規定
- R2.1 **改正運用指針**において、発注者に対し、「**施工時期等の平準化**」を**必ず実施**することとして規定

国交省の取組

- ①国土交通省直轄工事において、**国庫債務負担行為**や**繰越明許費**を活用した

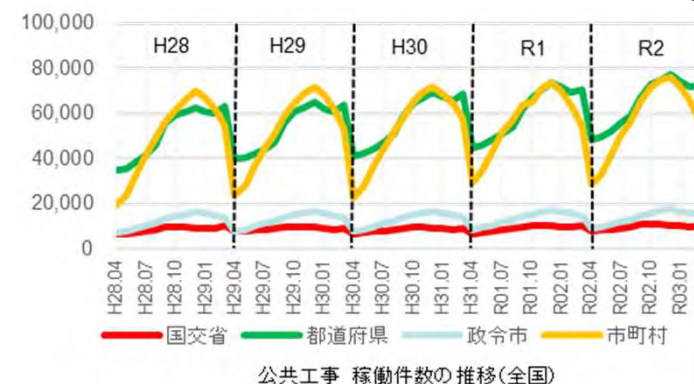
- ・適正な工期設定
- ・適切な設計変更

等を徹底

②国庫債務負担行為の積極的活用

R4年度予算案: **約9,700億円**
(平準化等に資する国債設定の総額)

- ③発注機関別の平準化の進捗・取組状況を「見える化」。地域平準化率を**新・全国統一指標**に設定し、発注者協議会において継続的にフォローアップ

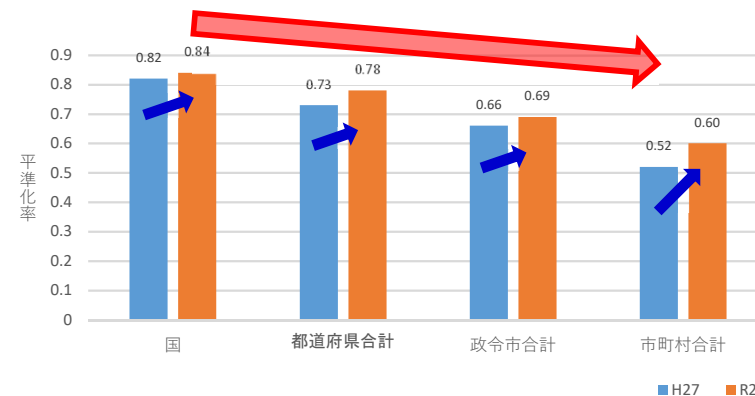


実績

- 令和2年度の平準化率※は、国:0.84、都道府県:0.78、政令市:0.69、市町村:0.60である。

$$\text{※平準化率} = \frac{\text{4-6月期の平均稼働件数}}{\text{年度の平均稼働件数}}$$

- 施工時期の平準化の取組が浸透しつつあるものの、**市町村では未だ低い水準**となっている。

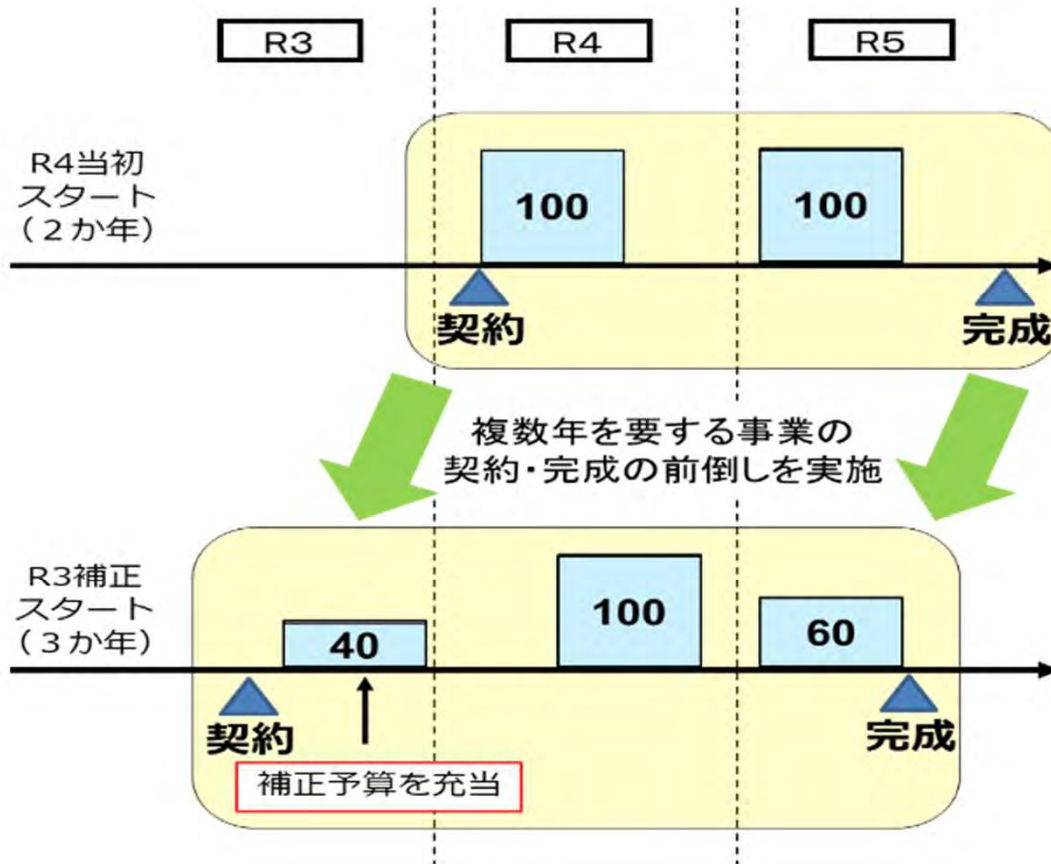


「事業加速円滑化国債」について

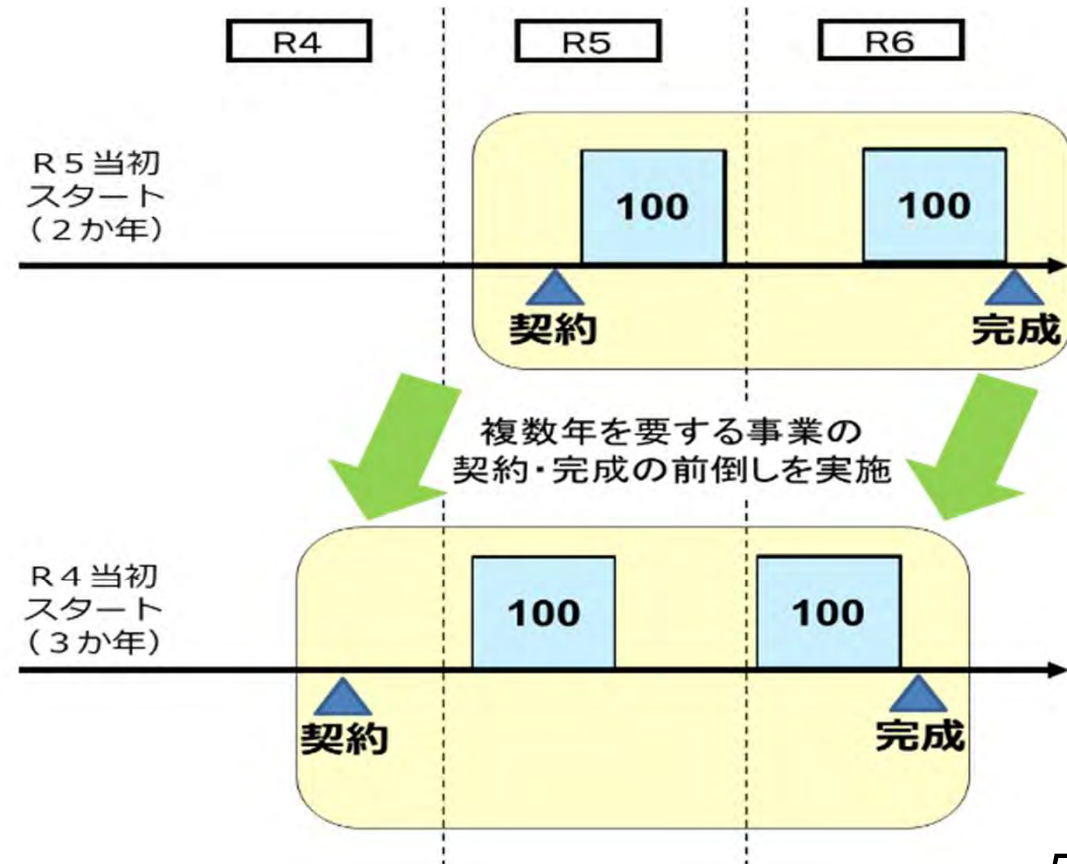
- 現行の単年度の補正予算では、1度目の繰越をしたとしても、工期が最大で1年程度となり、5か年加速化対策に含まれる、河川の樋門・樋管や排水機場、橋梁、トンネルの整備等の複数年にわたる工期が必要な事業の実施が困難。
- このため、令和3年度補正予算においては、従来の当初予算で充当する国債（国庫債務負担行為）と異なり、補正予算からスタート・支出する「事業加速円滑化国債」を設定。
- これに加えて令和4年度当初予算においても、特に入札契約手続きに長期間を要する事業等に対応するため、「事業加速円滑化国債」を設定。
- これらにより、大規模事業等の契約・完成の前倒し、計画的な事業の執行、事故繰越の縮減等の効果が見込まれる。

■ 事業加速円滑化国債のイメージ

補正予算スタート型



当初予算スタート型（ゼロ国債）



発注者間の連携：新・全国統一指標 ～品質確保・働き方改革のための取組目標～

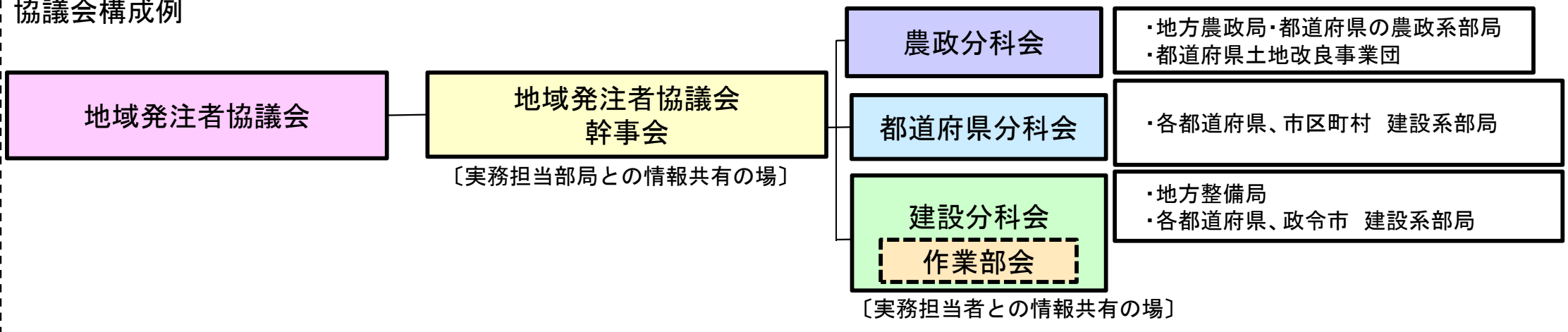
- 地域発注者協議会は、品確法を踏まえ、国、地方公共団体及び特殊法人等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図る場として設置。
- 令和元年品確法の改正に伴い、公共工事等の品質確保や働き方改革のより一層の推進に向けて、工事だけでなく測量、調査及び設計を含めた取組状況を把握・明確化するため、「新たな全国統一指標」を設定、取組を強化。

●地域発注者協議会の構成等※

- ・ 地方ブロックごとに、地方整備局長等が会長となり、ブロック内の国の出先機関、都道府県・政令市、特殊法人等が構成メンバー（市区町村は都道府県分科会等の構成メンバー）
- ・ 協議会や幹事会は定例的には年1～2回程度開催

※代表的な例示。地方ブロックごとに構成等は異なる

協議会構成例



●発注者協議会における令和2年度の取組：「新・全国統一指標」の目標設定

- ・ 協議会において統一指標の現状値を確認するとともに、協議会としての5年後の目標値を議論し決定。

新・全国統一指標

【工事の指標】

- ①地域平準化率（施工時期の平準化）
- ②週休2日対象工事の実施状況（適正な工期設定）
- ③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

【業務の指標】

- ①地域平準化率（履行期限の分散）
- ②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

新・全国統一指標(工事の「地域平準化率」の例)

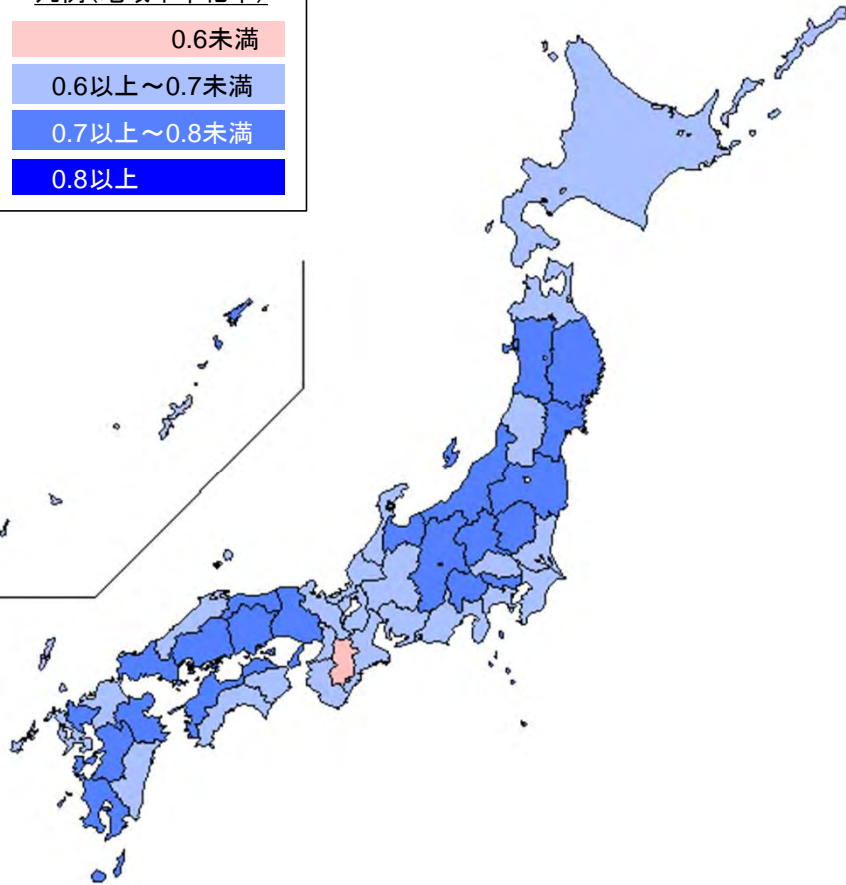
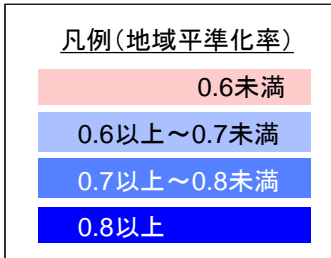
$$\text{地域平準化率(件数)} = \frac{\text{(4~6月期の工事平均稼働件数)}}{\text{(年度の工事平均稼働件数)}}$$

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

「一般財団法人日本建設情報総合センター・コリスセンター」登録データを活用

対象:契約金額500万円以上の工事
稼働件数:当該月に工期が含まれるもの

■地域平準化率の実績値(R2)



平準化率のデータ抽出時点:令和3年4月14日

■実績値(R1・R2)と目標値(R6)

県域	地域平準化率			県域	地域平準化率			県域	地域平準化率		
	実績値(R1)	実績値(R2)	目標値(R6)		実績値(R1)	実績値(R2)	目標値(R6)		実績値(R1)	実績値(R2)	目標値(R6)
北海道	0.68	0.69	0.75	石川県	0.75	0.69	0.80	岡山県	0.72	0.71	0.90
青森県	0.65	0.63	0.75	福井県	0.68	0.68	0.76	広島県	0.74	0.76	0.90
岩手県	0.75	0.73	0.80	山梨県	0.68	0.73	0.70	山口県	0.81	0.75	0.90
宮城県	0.77	0.79	0.75	長野県	0.74	0.79	0.75	徳島県	0.74	0.65	0.90
秋田県	0.75	0.74	0.80	岐阜県	0.77	0.68	0.80	香川県	0.77	0.75	0.90
山形県	0.68	0.69	0.75	静岡県	0.60	0.64	0.80	愛媛県	0.78	0.77	0.90
福島県	0.65	0.71	0.75	愛知県	0.66	0.60	0.80	高知県	0.70	0.68	0.90
茨城県	0.65	0.63	0.70	三重県	0.61	0.63	0.80	福岡県	0.69	0.66	0.80
栃木県	0.60	0.73	0.70	滋賀県	0.65	0.61	0.74	佐賀県	0.67	0.76	0.80
群馬県	0.63	0.73	0.70	京都府	0.73	0.68	0.77	長崎県	0.65	0.63	0.80
埼玉県	0.59	0.62	0.70	大阪府	0.67	0.63	0.73	熊本県	0.78	0.74	0.80
千葉県	0.59	0.62	0.70	兵庫県	0.78	0.70	0.82	大分県	0.80	0.73	0.80
東京都	0.72	0.74	0.80	奈良県	0.73	0.59	0.81	宮崎県	0.67	0.62	0.80
神奈川県	0.64	0.63	0.70	和歌山県	0.73	0.67	0.78	鹿児島県	0.61	0.71	0.80
新潟県	0.80	0.77	0.80	鳥取県	0.81	0.73	0.90	沖縄県	0.70	0.67	0.80
富山県	0.73	0.74	0.80	島根県	0.74	0.68	0.90	全国	0.70	0.69	59

i-Constructionに関する工種拡大

○国交省では、ICTの活用のための基準類を拡充してきており、構造物工へのICT活用を推進。
 ○今後、中小建設業がICTを活用しやすくなるように小規模工事への適用拡大を検討

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (予定)
ICT土工						
	ICT舗装工 (平成29年度:アスファルト舗装、平成30年度:コンクリート舗装)					
	ICT浚渫工 (港湾)					
		ICT浚渫工 (河川)				
			ICT地盤改良工 (令和元年度:浅層・中層混合処理、令和2年度:深層混合処理)			
			ICT法面工 (令和元年度:吹付工、令和2年度:吹付法砕工)			
			ICT付帯構造物設置工			
				ICT舗装工 (修繕工)		
				ICT基礎工・ブロック据付工 (港湾)		
					ICT構造物工 (橋脚・橋台)	
					ICT路盤工	
					ICT海上地盤改良工 (床掘工・置換工)	
						ICT構造物工 (橋梁上部)(基礎工)
						小規模工事へ拡大 (床掘工、小規模土工)
				民間等の要望も踏まえ更なる工種拡大		

小規模現場におけるICT施工の導入・出来形管理のデジタル化

- 地方自治体発注工事を主体とする中小企業にICT施工を普及させるため施工規模等に応じたICT建設機械の使い分けが必要
- 地方自治体発注工事では、中型のICT建設機械による施工が困難な小規模現場も多く、小規模現場におけるICT施工の導入促進に向け、小型の建設機械に対応したICT施工の導入を図る
- また都市部や市街地で行う工事ではドローンやTLS等を用いた計測が困難な現場もあるため、スマートフォンなどの汎用モバイル端末を活用し小規模現場における出来形管理のデジタル化を図る

【小型の建設機械に対応したICT施工の導入】

Before

施工機械
(中型マシンコントロール機)
ハーフオートメーション

施工規模の大きい現場(新設工事など)

After

施工機械
(小型マシンガイダンス機)
ナビゲーション

小規模な現場(都市部・修繕工事など)

【スマートフォンなどの汎用モバイル端末を活用した出来形管理のデジタル化】

Before

TLS(地上型レーザースキャナー)

UAVやTLSなどの専用機械による出来形管理

After

3次元計測データ

モバイル端末による計測

スマートフォンなどのモバイル端末による出来形管理

令和2年度 i-Construction大賞の表彰について

- 建設現場の生産性向上 (i-Construction) の優れた取組を表彰し、ベストプラクティスとして広く紹介することにより、i-Constructionを推進することを目的に、平成29年度に「i-Construction大賞」を創設。
- 令和2年度の受賞者として、計26団体 (国土交通大臣賞 5団体、優秀賞 21団体) を決定し、授与式を開催。

○工事・業務部門

表彰の種類	団体名	発注地 地整等
国土交通大臣賞	有限会社 高橋建設	高知県
優秀賞	濱谷・山田・真壁経常建設共同企業体	開発局
優秀賞	株式会社鴻池組東北支店	東北
優秀賞	河本工業株式会社	関東
優秀賞	株式会社 興和	北陸
優秀賞	丸運建設株式会社	新潟市
優秀賞	みらい建設工業株式会社中部支店	中部
優秀賞	東亜・大本特定建設工事共同企業体	中部
優秀賞	木下建設株式会社	近畿
優秀賞	宮川興業株式会社	中国
優秀賞	株式会社西海建設	九州
優秀賞	大同建設株式会社	沖縄
優秀賞	特許庁総合庁舎改修 (16) 機械設備工事ダイダ・新日空・三晃特定建設工事共同企業体	宮城

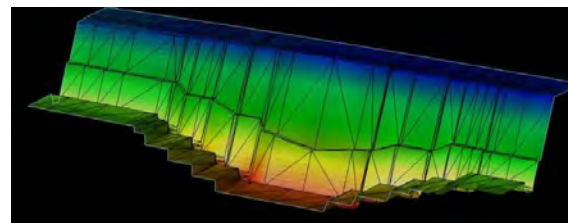
○地方公共団体等の取組部門

表彰の種類	団体名	地域
国土交通大臣賞	富山市	北陸
優秀賞	山口県	中国
優秀賞	兵庫県	近畿

○ i-Construction推進コンソーシアム会員の取組部門

表彰の種類	団体名	本社所在地
国土交通大臣賞	三井住友建設株式会社	東京都
国土交通大臣賞	北海道岩見沢農業高等学校	北海道
国土交通大臣賞	株式会社助太刀	東京都
優秀賞	カナツ技建工業株式会社	島根県
優秀賞	株式会社Liberaware	千葉県
優秀賞	株式会社セトウチ	広島県
優秀賞	株式会社恵PCM	岩手県
優秀賞	前田道路株式会社、三菱電機エンジニアリング株式会社、法政大学	東京都
優秀賞	中央復建コンサルタツ株式会社	大阪府
優秀賞	清水建設株式会社	東京都

■ 令和2年度 大臣賞受賞団体の取組 (例)



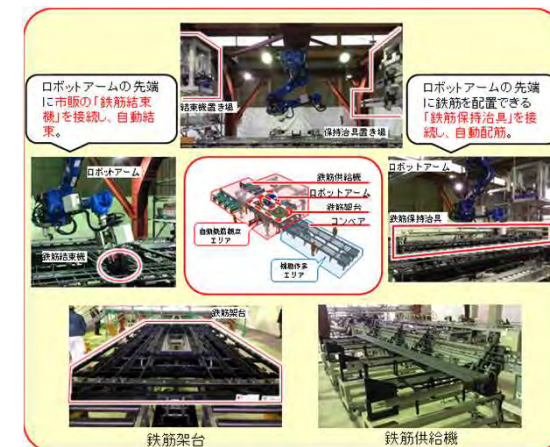
3次元データによる掘削幅、高さ確認【有限会社 高橋建設】



i-Construction推進シンポジウムの開催状況 (令和元年10月) 【富山市】



建設現場で働くすべての人を支えるアプリ「助太刀」【株式会社 助太刀】



鉄筋組立自動化システム『ロボタラス』の開発【三井住友建設株式会社】

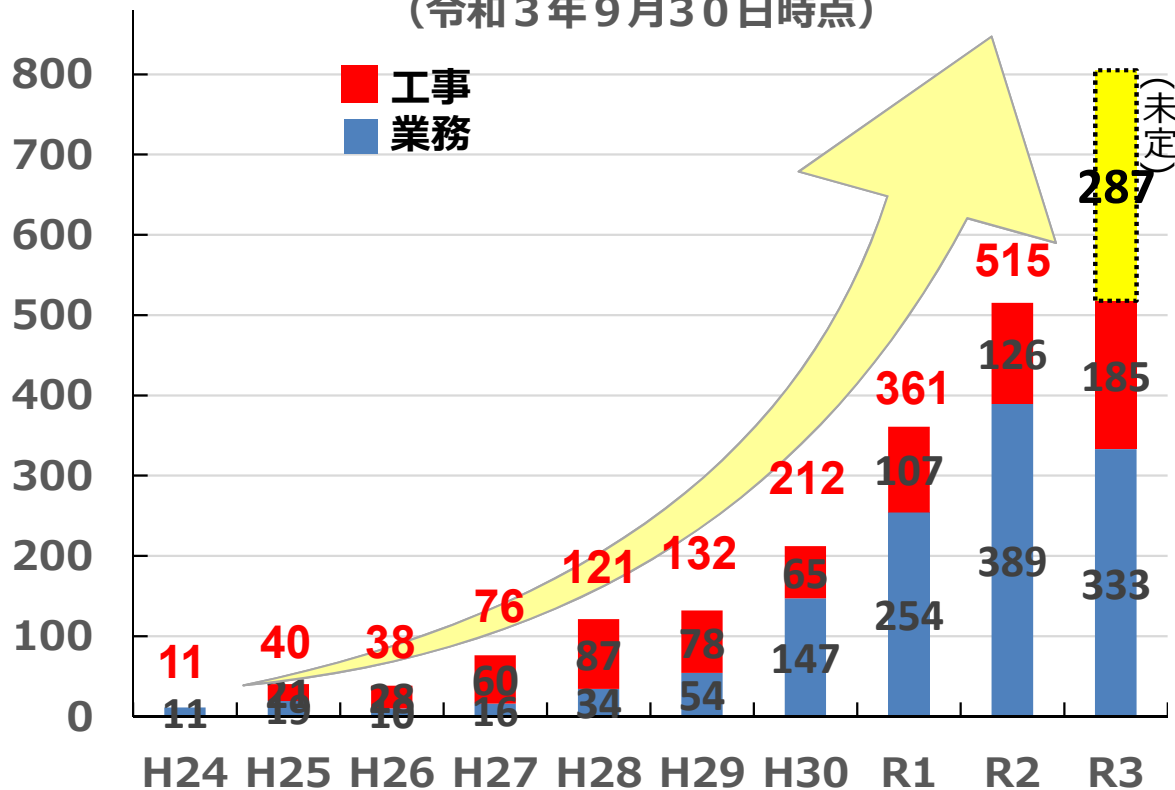
■ 令和2年度表彰式 (R3.3.5)



BIM/CIM活用業務・工事の増加、原則適用に向けた適用拡大

- H24年度から橋梁、ダム等を対象に3次元設計（BIM/CIM）を導入し、着実に増加。
- 令和5年度までの小規模を除く全ての公共工事におけるBIM/CIM原則適用に向けて、段階的に適用拡大。

BIM/CIM活用業務・工事の推移
(令和3年9月30日時点)



累計事業数 (令和2年度末時点)	業務： 934件	工事： 572件	合計： 1506件
---------------------	-------------	-------------	--------------

原則適用拡大の進め方(案)

(一般土木、鋼橋上部)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
大規模構造物	(全ての詳細設計・工事で活用)	全ての詳細設計で原則適用(※) (R2「全ての詳細設計」に係る工事で活用)	全ての詳細設計・工事で原則適用	全ての詳細設計・工事で原則適用
(小規模を除く) 上記以外	—	一部の詳細設計で適用(※)	全ての詳細設計で原則適用(※) R3「一部の詳細設計」に係る工事で適用	全ての詳細設計・工事で原則適用

(※)「3次元モデル成果物作成要領(案)」に基づく詳細設計を「適用」としている。

インフラ分野の Digital X formation

～デジタル技術の活用でインフラまわりをスマートにし、従来の「常識」を変革～

Digital

デジタル

収集

exp) ドローン

提供

exp) API※

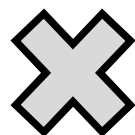
※application program interface

ネットワーク

exp) 5G高速通信

データベース

exp) クラウド環境



利用・サービス

国民の生活、社会活動、経済活動

より便利に



X formation

手続きなどいつでもどこでも気軽にアクセス

- 24時間 365日
- ワンストップ
- リモート化、タッチレス

インフラ

Safe:安全 Smart:賢く Sustainable:持続可能



より理解しやすい



コミュニケーションをよりリアルに

- ビッグデータのフル活用
- 三次元の図面/映像
- AR/VR

管理者

建設業界

調査・設計・施工・維持管理、災害対応



少人数・短時間で効率的に



現場にいなくても現場管理が可能に

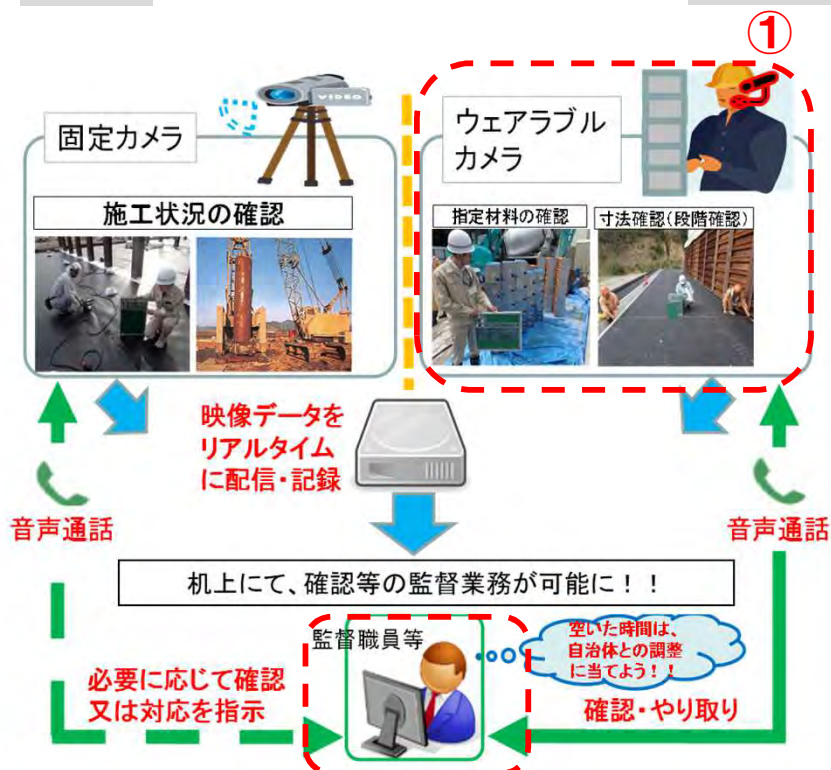
- 自動化・自律化
- 遠隔化
- 省人化

... etc

映像・画像データを利用した監督・検査(遠隔臨場)

- 映像と音声データを活用し、机上で承認・確認等の監督業務の実施を可能とすることで、非接触により受発注者双方の監督・検査業務を効率化
- 新型コロナウイルスが蔓延する状況下でも、いわゆる3密を避け現場の機能を確保するため、映像データを活用した監督検査等、対面主義にとられない建設現場の新たな働き方を推進
- 令和2年度は、直轄工事において計760件の遠隔臨場を実施。令和3年3月に「建設現場における遠隔臨場の令和3年度の試行方針」を定め、試行件数が少ない工種にも取り組むとともに、新型コロナウイルス感染対策として活用することも明記

概要



②

【効果】

従来、発注者職員が現場に向かい臨場で確認していた事項を、遠隔(リモート)で確認可能。
→人との接触を最小限に抑えることが可能に!

立会状況

①



①ウェアラブルカメラ装着状況



①臨場(受注者)の状況



②詰所でのリアルタイム確認

実施状況



②監督員(発注者)の確認状況



現地の測定状況をモニターに映す

デジタルデータを活用した配筋確認の省力化

目指す姿 直轄土木工事における配筋確認のデジタル化により土木工事の品質管理の高度化を図り、建設現場の省力化・省人化を向上させる。

概要 配筋の出来形確認はこれまで、現地で直接計測し、確認を行っていたが、画像・映像解析等により計測した結果を遠隔で確認できるようにし、効率化を図る。令和4年度までにICT技術を活用した測定方法の実施要領を策定し、令和5年度を目標に社会実装を目指す。

Before

準備補助職員
受注者3名
監督員1名

検尺ロッド

現地で直接計測
現地で実測した結果を発注者監督員が確認

発注者監督員
受注者管理職員

鉄筋目印
検尺ロッド
監督員
黒板

鉄筋マーカ、検尺ロッドの設置、黒板を添えた撮影で大勢の人員が必要。

After

ステレオカメラ等
受注者1名

エリアマーカー

受注者管理職員

ウェアラブルデバイス等 (映像・音声)

執務室
発注者監督員

映像解析と遠隔臨場
映像解析等による計測を遠隔で確認する

双方向通信により確認

ウェアラブル端末 (映像・音声)

鉄筋径	設計値	縦	D22	横	D19	鉄筋ピッチ	設計値	縦	200	横	300			
番号	測定値	修正値	測定値	番号	測定値	修正値	番号	測定値	修正値	番号	測定値	修正値		
縦1	D22	---	23.4	横1	D19	---	21.3	縦1	R2.2	210.3	---	横1	R2.2	208.5
縦2	D22	---	23.1	横2	D19	---	21.3	縦2	R2.2	199.2	---	横2	R2.2	206.6
縦3	D22	---	23.8	横3	D19	---	20.3	縦3	R2.4	200.9	---			
縦4	D22	---	23.9					縦4			---			
縦5	D22	---	23.6					縦5		200.9	---			

令和3年7月に試行要領を策定し、全国29件の直轄土木工事で試行中。令和4年度も継続して試行を予定。 66

災害復旧における入札契約方式の適用ガイドラインの改正(ポイント)

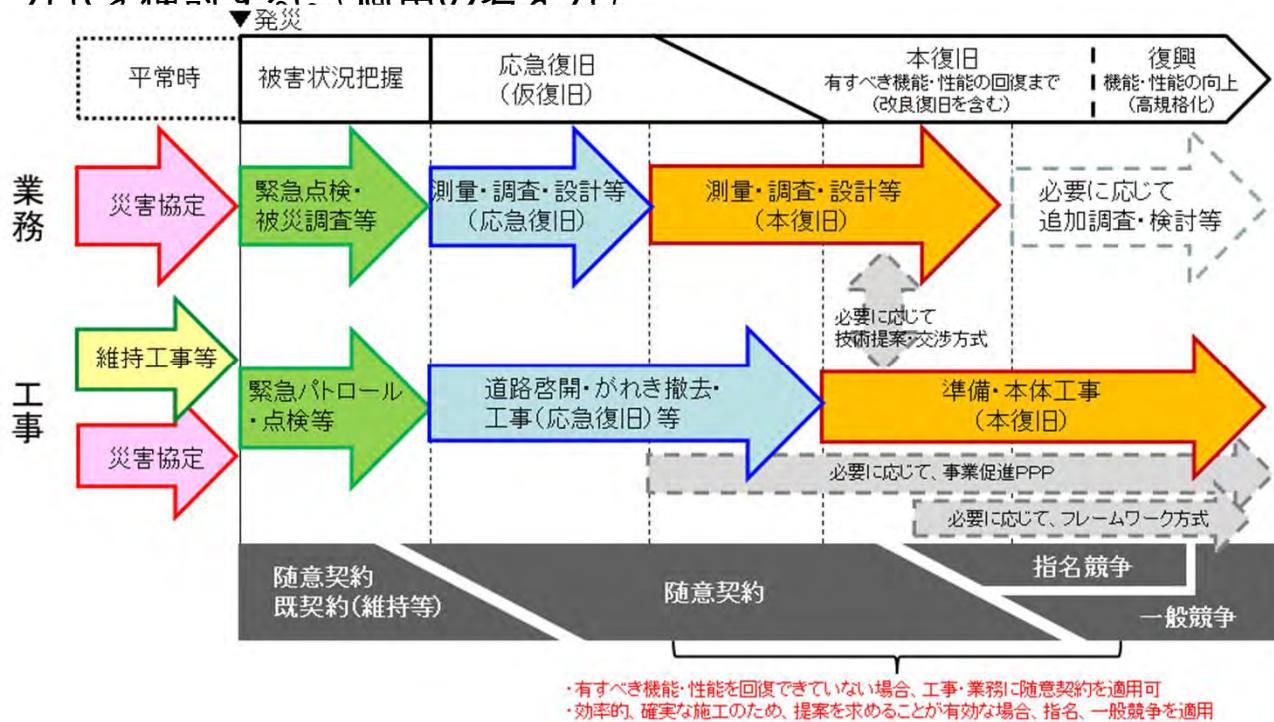
○近年の関係法令等の改正(災害時の対応等の位置づけ)や関係する知見の蓄積等を踏まえ、『災害復旧における入札契約の適用ガイドライン』を改正(令和3年5月)。

主な改正点

- ・有すべき機能・性能の回復まで、随意契約の適用を基本とする等の入札契約方式適用の考え方を整理
- ・随意契約を適用できる工事や業務の例を具体的に明示
- ・技術提案・交渉方式、事業促進PPP等の多様な入札契約方式に関する最新知見を反映
- ・地方公共団体の参考となるよう、入札契約方式の適用、体制確保等について、直轄事業との相違点や留意事項を充実

■入札契約方式の適用の考え方

工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、適用する入札契約方式を検討する。(適用の考え方)



・有すべき機能・性能を回復できていない場合、工事・業務に随意契約を適用可
 ・効率的、確実な施工のため、提案を求めることが有効な場合、指名、一般競争を適用

※応急復旧：緊急的に機能回復を図る工事

本復旧：被災した施設を原形に復旧する工事、または、再度災害を防止する工事

■入札契約方式の適用条件の明確化

随意契約を適用できる工事の例

分類	工事
被害状況把握	緊急パトロール、緊急点検、観測設備設置等
応急復旧	道路啓開、航路啓開、がれき撤去、土砂撤去、流木撤去、漂流物撤去、段差・亀裂解消のための舗裝修繕、迂回路(仮橋含む)の設置、崩落防止のための仮支持や防護、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁等の港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧、官公庁施設や学校施設の復旧 等
本復旧	近隣住民が頻繁な避難を余儀なくされる仮復旧状態の堤防復旧、余震による被害が懸念される橋梁や法面の復旧 等

災害発生時の入札・契約等における対応をマニュアル化

- 災害が発生した際には、被災地の一日も早い復旧・復興のため、災害復旧に関する工事及び業務、その他の所管事業の迅速かつ確実な執行が求められ、入札契約方式の選択以外も含めて平常時と異なる対応も必要。
- これまで大規模災害時等において**都度通知していた直轄工事等における対応等の内容について、統合・整理したマニュアル**（「国土交通省直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応マニュアル」）**を作成し、出水期前に周知**。

■ マニュアルの主な内容

【適切な入札契約の実施】

- ・ 随意契約又は指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択
 - ・ 「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」※を参照
- ※令和3年5月 一部改正**

【一般競争入札方式の実施に当たっての取扱い】

- ・ 一般競争入札方式の手続の運用の標準的日数を短縮可能。
- ・ 大規模災害時において必要と認められた場合は、入札書及び技術資料の同時提出を求めなくても差し支えない。

【工事等の一時中止措置】

- ・ 工事目的物等に損害が生じ又は工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、契約書に基づき、工事一時中止を行う。
- ・ 優先度の高い災害復旧の調査・設計、工事への対応が必要で、施工中の受注者がこれらを行う必要があると認められる場合には、施工中の工事が被災していない場合においても受注者の意向も踏まえ一時中止を行う。

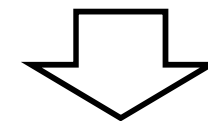
【災害復旧工事等の前金払の取扱い】

- ・ できる限り速やかに前金払を実施できるよう、大規模災害時には、国土交通省から保証事業会社に対する円滑な手続への協力要請を踏まえ、前払金保証証書の原本の寄託が困難又は工事契約書又は業務契約書等の取交し以前であっても、前払金の支払手続が可能。

【被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等】

- ・ 調達環境の変化により市場価格の設定が困難な建設資材や作業条件の制約などから、現行の積算基準をそのまま適用することが適当でないと考えられる場合には、建設資材等の設計単価（歩掛を含む。）について、積極的に見積を活用して積算するなど、施工地域の実態に即した実勢単価の機動的な把握に努め、適正に予定価格を決定。

これまで
内容ごとに個別に
災害の都度通知



統合・整理してマニュアル化
出水期前に周知
(令和3年4月)

災害時にはリマインド
(令和3年は7月、8月の
豪雨災害時に実施)

災害時の入札契約 ガイドライン、マニュアルの周知

- 災害時の入札契約方式適用ガイドライン、対応マニュアルは、基本的に国土交通省の直轄事業を対象に作成したのですが、他の発注機関においても参考にして頂ける内容。
- 災害時の入札契約等に関する適切な対応につながるよう関係発注機関にも共有。

■ 災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン 掲載ページ

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000082.html

災害復旧における入札契約方式の
適用ガイドライン

平成 29 年 7 月
(令和 3 年 5 月改正)

国 土 交 通 省

■ 国土交通省直轄事業における災害発生時の入札契約等 に関する対応マニュアル 掲載ページ

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000084.html

国土交通省直轄事業における
災害発生時の入札・契約等に関する対応マニュアル

令和 3 年 4 月

その他の最近の国土交通省の取組について

国土交通省予算(公共事業関係費)の執行状況

(令和3年11月末時点)

- 当初、補正ともに過去の平均と比べて迅速に執行している。
- 特に、R2. 3次補正は大型の補正であったが、予算成立から10ヶ月で約9割が契約済。

<11月末時点の執行状況>

【当初予算（前年度からの繰越含む）】 (単位：兆円、%)

区分	予算現額	契約額計	率
令和3年度	11.3	8.9	79.1
令和2年度	11.7	9.1	77.6
令和元年度	11.3	8.6	76.0
過去5年平均 (H28~R2)			77.8

【補正予算】 (単位：兆円、%)

区分	予算現額	契約額計	率
令和2年度 補正予算(第3号)	2.0	1.8	88.6
令和元年度 補正予算	1.4	1.2	88.8
平成30年度 補正予算(第2号)	0.8	0.7	85.5
過去の大型補正平均 (※)			87.9

※ 年度末に成立した概ね1兆円程度の補正予算 (H24, H25, H29, H30, R1)

直轄工事/業務の円滑な発注及び施工体制の確保

(令和3年12月20日 各地方整備局等へ通知 地域発注者協議会を通じて自治体にも情報提供)

- R3補正予算にて「防災・減災、国土強靱化の推進」や「新たな資本主義」に係る予算が措置され、引き続き公共事業予算の迅速な執行とともに、円滑な施工を確保することが重要。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が深刻な状況においては、例年に比べ、入札契約事務作業が遅れる可能性もある。
- 引き続き、入札契約手続き全般の柔軟な対応等の特例的な対応を行い、受発注者双方の負担を軽減し、できるだけ早く入札契約手続きが進められるよう努力。併せて、「三つの密」の回避等の感染拡大防止対策を徹底。

<入札契約>	入札契約手続き全般の柔軟な対応 <ul style="list-style-type: none"> ・競争参加資格確認申請書及び資料等の提出期限の延長 ・技術提案のテーマ数や提案数は必要に応じて最小限 ・ヒアリングは必要に応じて実施 ・総合評価委員会等のテレビ会議等活用した効率化 等
	発注ロットの拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・難易度が比較的低い工事は上位等級工事への参入、比較的高い工事は下位等級工事への参入を可能
	直轄事務所発注工事における指名競争入札の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・競争参加者が少数と見込まれる比較的难度が低い工事について、広く入札参加意欲を確認し施工能力を評価する方式（指名競争・総合評価落札方式、フレームワーク方式）等
	概算数量発注の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・適切な概算数量の設定や条件明示の徹底により、適切に設計変更
	円滑な事業執行のための国庫債務負担行為（事業加速円滑化国債）の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・補正予算を活用した国庫債務負担行為を設定することにより、計画的かつ一層の円滑な事業執行を促進
<設計積算>	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る費用の適切な設計変更 <ul style="list-style-type: none"> ・労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費 ・現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用 ・現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用 ・遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費 ・新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防のための対策費用
<施工段階>	検査、打合せ等の実施に当たっては、可能な限り電話、インターネット等を活用 工事書類や中間技術検査の簡素化、遠隔臨場の積極的活用
<成績評定>	感染拡大防止を図るために柔軟な対応を行った場合でも成績評定で適切に評価 <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止を図るために災害防止協議会や訓練等の時期を調整する 等

発注者と建設業団体との意思疎通の緊密化

- **発注者と建設業団体との緊密な連携により、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等による公共工事の着実な実施**が図られるよう、地方公共団体に対しても、総務省と連名で取組を要請
⇒ これまで、**47都道府県・のべ240以上の市区町村において開催**
- 受注者側の受注体制の共有、入札制度の改善検討等を推進

国交省から地方公共団体に対し、発注者と建設業団体との意思疎通の緊密化、受注環境の把握、円滑な発注等を要請*

※『公共事業の円滑な施工確保について』（令和3年1月29日総務省自治行政局長・国土交通省不動産・建設経済局長通知）、
『公共工事の円滑な施工確保に向けた地方公共団体と地域の建設業団体等との意見交換の推進について（依頼）』（令和3年2月8日付国土交通省不動産・建設経済局建設業課長事務連絡）

[全建の取組例]

※令和3年2月8日、全建会長から都道府県会長あてに依頼

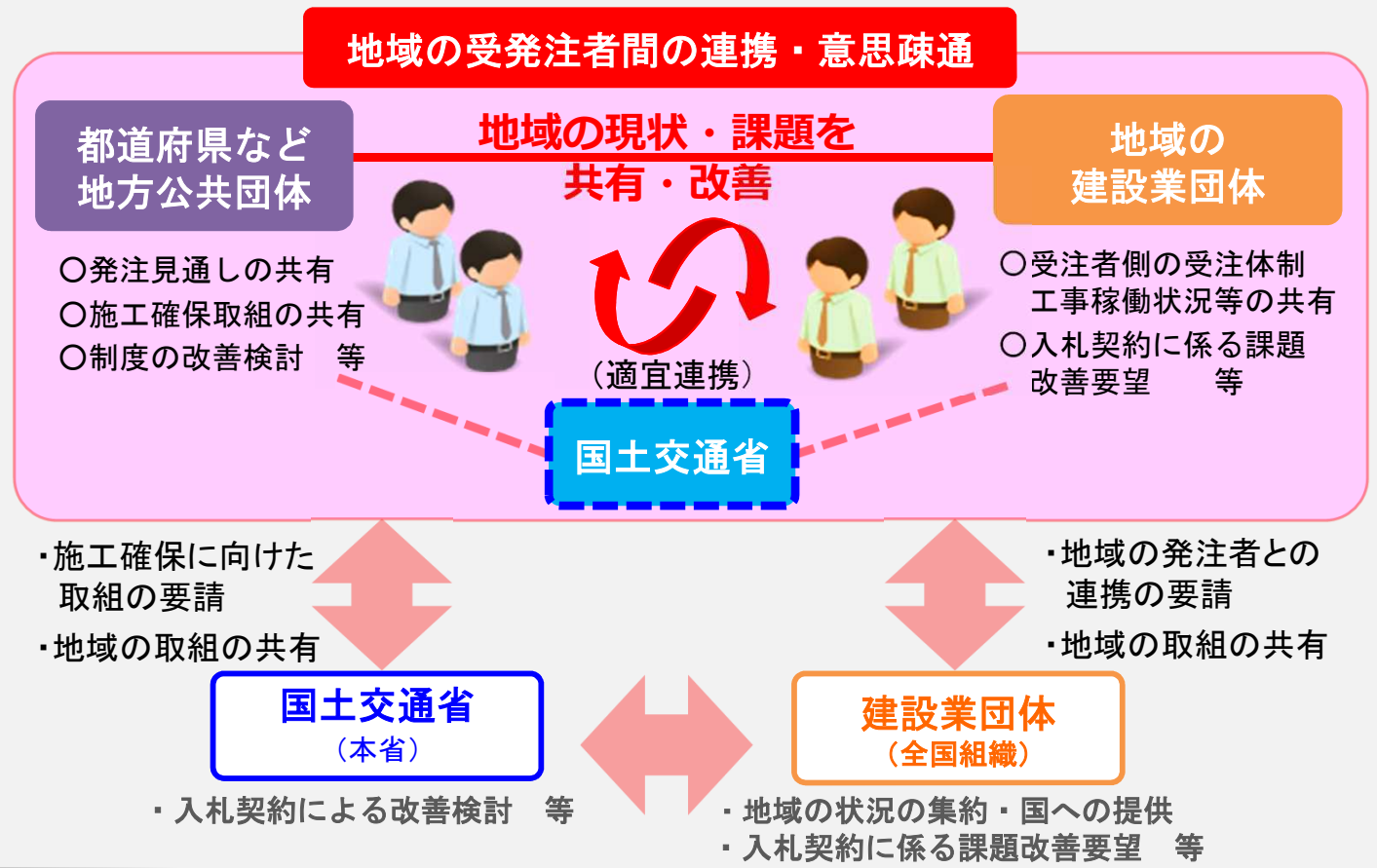
- 防災・減災、国土強靱化の推進、コロナ禍からの日本経済の早期回復のために公共事業の円滑な施工が必要不可欠
- 今後の公共事業の円滑な施工に向けて、都道府県等との意見交換会の早期開催など受発注者間の意思疎通の緊密化、地域の状況の集約等

[日建連の取組例]

- 国交省の施工確保通知を受け、会長から会員各社に対して、全力で施工体制の確保を図るよう要請・周知
- 全国各地の公共工事発注者との意見交換等を実施

[全中建の取組例]

- 全建と同様に、地方公共団体と意見交換会を開催するなど、意思疎通の緊密化の取組を実施



国土交通省直轄工事・業務における一時中止等の状況

- 国土交通省直轄工事では、受注者から申し出がある場合に、一時中止等の措置を行うこととしており、1回目の緊急事態宣言が全国に拡大された後の令和2年4月30日時点で、直轄工事全体の4%で一時中止を行っていた。
- その後、感染拡大防止対策をとった上で工事を再開する動きとなっており、令和2年7月28日時点で全ての工事・業務が再開している。
- 令和3年1月7日に発出された2回目の緊急事態宣言以降においても、一時中止の件数割合は令和3年9月30日時点で直轄工事全体の1%未満。

令和2年		日付	工事			業務		
			一時中止等の件数	割合	全件数※	一時中止等の件数	割合	全件数※
緊急事態宣言 (4/7~5/25)	対象地域が全国へ拡大前	4/10時点	約100件	(2%)	約6,000件	約600件	(15%)	約4,000件
	対象地域が全国へ拡大後	4/30時点	約280件	(4%)	約7,000件	約940件	(14%)	約6,500件
緊急事態宣言解除後		7/28時点	0件	(0%)	約8,000件	0件	(0%)	約10,000件

令和3年		日付	工事			業務		
			一時中止等の件数	割合	全件数※	一時中止等の件数	割合	全件数※
緊急事態措置 (1/7~3/21)		3/18時点	12件	(0.2%)	約8,000件	32件	(0.3%)	約10,000件
まん延防止等重点措置 (4/5~9/30)		4/22時点	4件	(0.05%)	約7,500件	4件	(0.05%)	約7,500件
緊急事態措置 (4/25~9/30)		9/30時点	5件	(0.05%)	約9,500件	7件	(0.05%)	約13,500件

※：工事・業務の全件数はコリンズ・テクリスより、以下のとおり検索した件数を計上している。
 ・検索条件：それぞれの時点で契約中である工事・業務、検索時点：それぞれの時点